あしたを元気に
ソラスト

第56回 定時株主総会招集ご通知

日時

2024年６月26日（水曜日）午後２時
（受付開始：午後１時30分）

場所

東京都港区港南２-16-４
品川グランドセントラルタワー３階
「ザ・グランドホール」

議案

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役６名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

株式会社ソラスト
証券コード：6197

株主の皆様へ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
2024年4月1日に代表取締役社長CEOに就任した野田亨です。

ソラストは、大きな環境の変化に対応するために、強固な経営基盤を整備し、成長を推進していくことが必要です。私たちの強みの源泉は人財です。有能な人財を迎え入れ、育て、活躍の場を提供し、環境の変化に順応して自ら変化し続けることです。今後、環境の変化に応じて、方針や戦略を適宜見直してまいります。限りある大切な資源を最大限に活用し、長期に持続的成長を可能とする組織と人財の開発に取り組んでまいる所存です。

環境変化の激しい時代だからこそ、私たちが変化に適応できる能力が必要です。ソラストが取り組む事業領域では、企業価値の向上とともに社会への貢献が求められます。多くのステークホルダーの皆様とともに社会課題の解決に貢献し、持続的な成長を目指してまいりたいと考えております。

引き続き、ソラストの事業へのご理解とご支援を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

代表取締役社長　CEO　野田　亨



証券コード：6197
（発送日）2024年６月６日
（電子提供措置の開始日）2024年５月31日

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目15番３号
株式会社ソラスト
代表取締役社長ＣＥＯ　野田　亨

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　この度の能登半島地震により被災された皆様、ならびにそのご家族の皆様に心よりお見舞い申しあげますとともに、被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申しあげます。
　さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載していますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト　株主総会ページ】
https://www.solasto.co.jp/ir/jp/stock/general.html

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/6197/teiji/

　なお、当日ご出席されない場合は書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年６月25日（火曜日）午後５時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

日　　時	2024年６月26日（水曜日）午後２時（受付開始：午後１時30分）
場　　所	東京都港区港南２-16-４　品川グランドセントラルタワー３階 ザ・グランドホール （末尾の「第56回定時株主総会　会場のご案内」をご参照ください）
目的事項	報告事項 １．第56期（2023年４月１日から2024年３月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第56期（2023年４月１日から2024年３月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第１号議案　定款一部変更の件 第２号議案　取締役６名選任の件 第３号議案　監査役２名選任の件 第４号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

※当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、当日は電子提供措置事項を印刷した書面の交付は行いません。必要な株主様は、ウェブサイトより印刷し、ご持参くださいますようお願い申しあげます。

事前質問の受付

本株主総会の目的事項に関するご質問を事前に受付いたします。株主の皆様の関心が高いと考えられるご質問については当日回答させていただく予定です。なお、頂戴したご質問すべてに必ずご回答することをお約束するものではありません。事前にいただきましたご質問の数や内容によっては、回答しかねる場合もございますので、予めご了承ください。

受付期間：2024年６月７日（金曜日）から2024年６月20日（木曜日）午後５時まで

受付方法：当社ウェブサイトの「株主総会」→「事前質問を行う」をクリックしてください。

https://www.solasto.co.jp/ir/jp/stock/general.html

●株主総会の様子は終了後に当社ウェブサイトにおいて動画を配信させていただく予定です。

●電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項は法令及び当社定款第14条第２項の規定に基づき、書面交付請求いただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。なお、監査役及び会計監査人は、以下の事項を含む監査対象書類を監査しています。

① 事業報告のうち、以下の項目
- 「主要拠点等」
- 「使用人の状況」
- 「主要な借入先の状況」
- 「その他当社グループの現況に関する重要な事項」
- 「株式の状況」
- 「新株予約権等の状況」
- 「会計監査人の状況」
- 「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

② 連結計算書類の「連結貸借対照表」「連結損益計算書」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

③ 計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

④ 「連結計算書類に係る会計監査報告」「計算書類に係る会計監査報告」「監査役会の監査報告」

●電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨並びに修正前及び修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトの株主総会ページ及び株主総会資料　掲載ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト（https://www.solasto.co.jp/ir/jp/stock/general.html）

株主総会資料　掲載ウェブサイト（https://d.sokai.jp/6197/teiji/）

●ウェブサイトに掲載している電子提供措置事項は株主総会資料の全文であるため、ページ番号や項番がご送付している書類と一致しておりません。予めご了承ください。

議決権行使についてのご案内

議決権を行使する方法は、以下の３つです。

株主総会ご出席



開催日時

2024年６月26日（水曜日）
午後２時

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

書面（郵送）



行使期限

2024年６月25日（火曜日）
午後５時30分到着分まで

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
（行使期限までに到着するようご返送ください）

インターネット等



行使期限

2024年６月25日（火曜日）
午後５時30分入力完了分まで

パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。
（詳細は次頁をご覧ください）

書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等による行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネット等で議決権を複数回行使された場合は、最後の行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

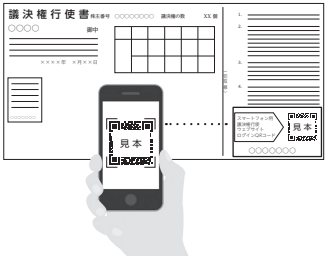

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

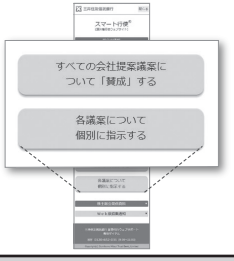

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

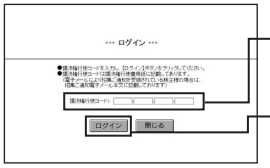

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～21：00）

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

⑴　事業環境の変化に応じ最適な経営体制を機動的に構築すべく、取締役だけではなく執行役員からの社長選定を可能とすることに加え、役付取締役に関する定めについて見直しを行うべく、現行定款第21条第２項について変更を行うものです。また、本変更に関連し、株主総会の招集権者及び議長を定める現行定款第13条（招集権者および議長）並びに取締役会の招集権者及び議長を定める現行定款第22条（取締役会の招集権者および議長）について変更を行うものです。

⑵　当社は、監督と業務執行の機能を分離することで業務執行に係る効率的かつ迅速な意思決定を可能とすることに加え、経営責任を明確化すべく執行役員制度を導入しています。上記⑴の変更に伴い、改めて執行役員の選任方法及び役割等を明確にするため、第28条（執行役員）を新設するものです。

⑶　上記⑵の第28条の新設に併せて条数の変更を行うものです。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
第１条～第12条　（条文省略）	第１条～第12条　（現行通り）
（招集権者および議長） 第13条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。	（招集権者および議長） 第13条　株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。
②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	②前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
第14条～第16条　（条文省略）	第14条～第16条　（現行通り）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役、取締役会および執行役員
第17条～第20条　（条文省略）	第17条～第20条　（現行通り）
（代表取締役および役付取締役） 第21条　取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。 ②取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、取締役会長１名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。	（代表取締役および役付取締役） 第21条　取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。 ②取締役会は、その決議によって、取締役社長１名および取締役会長１名を選定することができる。また、取締役社長を置かないときは、取締役会はその決議により、執行役員の中から社長執行役員１名を定めることができる。
（取締役会の招集権者および議長） 第22条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。 ②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	（取締役会の招集権者および議長） 第22条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、その決議をもってあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。 ②前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
第23条～第27条　（条文省略）	第23条～第27条　（現行通り）
（新設）	（執行役員） 第28条　当会社は、取締役会の決議によって、執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。
第28条～第44条　（条文省略）	第29条～第45条　（現行通り）

第２号議案　取締役６名選任の件

本総会終結の時をもって取締役７名全員が任期満了となります。つきましては、経営機能改革を実施し、取締役会において、より一層戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう１名減員し、社外取締役４名を含む取締役６名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号		氏名	性別	満年齢	在任期間	属性	現在の地位・担当	2023年度取締役会出席状況
1	再任	野田（のだ） 亨（とおる）	男性	63歳	3年		代表取締役社長　社長執行役員 チーフ・エグゼクティブ・オフィサー 管理本部長	100% (14回／14回)
2	新任	川西（かわにし） 正晃（まさてる）	男性	61歳	－		専務執行役員 チーフ・トランスフォーメーション・オフィサー 変革推進本部長	100% (4回／4回)
3	再任	久保田（くぼた） 幸雄（ゆきお）	男性	74歳	5年	社外	社外取締役	100% (14回／14回)
4	再任	知識（ちしき） 賢治（けんじ）	男性	61歳	3年	社外 独立	社外取締役	100% (14回／14回)
5	再任	光成（みつなり） 美樹（みき）	女性	52歳	2年	社外 独立	社外取締役	100% (14回／14回)
6	新任	田中（たなか） 美穂（みほ）	女性	49歳	－	社外 独立	社外監査役	100% (14回／14回)

新任 新任取締役候補者　**再任** 再任取締役候補者　**社外** 社外取締役候補者　**独立** 独立役員候補者

候補者番号 1　野田（のだ）　亨（とおる）　男性　再任　1960年９月16日生（満63歳）

▼略歴、当社における地位、担当

1984年４月　三菱商事株式会社入社
2003年７月　Berlitz International, Inc.（現：Berlitz Corporation）会長、社長兼ＣＥＯ
2007年７月　株式会社西友執行役エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼ＣＯＯ
2010年２月　合同会社西友（現：株式会社西友）代表社員ＣＥＯ
ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社（現：株式会社西友ホールディングス）代表社員ＣＥＯ
2012年８月　株式会社アルク代表取締役社長
2016年５月　株式会社大洋システムテクノロジー（現：株式会社デジタルフォルン、以下同じ）執行役員ＣＳＯ
2016年９月　同社取締役副社長
2018年６月　株式会社ソフトフロントホールディングス取締役会長（社外取締役）
2019年１月　株式会社大洋システムテクノロジー取締役
2019年２月　株式会社ソフトフロントホールディングス代表取締役会長
2019年４月　同社代表取締役社長
2020年11月　国立大学法人筑波大学大学院 人文社会ビジネス科学学術院
国際経営プロフェッショナル専攻教授（非常勤）（現任）
2021年６月　当社社外取締役
2021年６月　株式会社ソフトフロントホールディングス取締役
2023年10月　当社代表取締役副社長 副社長執行役員
2024年４月　当社代表取締役社長 社長執行役員 チーフ・エグゼクティブ・オフィサー 管理本部長（現任）

▼重要な兼職の状況

国立大学法人筑波大学大学院 人文社会ビジネス科学学術院
国際経営プロフェッショナル専攻教授（非常勤）

▼取締役候補者とした理由

代表取締役として、強いリーダーシップにより当社の成長と企業価値向上にその手腕を発揮しています。経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の更なる企業価値向上に寄与することができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

所有する当社株式の数	取締役在任年数	取締役会出席回数
23,096株	３年	14回／14回

候補者番号 2　かわにし まさてる 川西 正晃　男性　**新任**　1963年５月22日生（満61歳）

▼略歴、当社における地位、担当

1986年４月　日本生命保険相互会社入社
1989年10月　日本ディジタルイクイップメント株式会社（現：日本ヒューレット・パッカード合同会社）入社
2004年５月　同社執行役員人事統括本部長
2006年１月　株式会社ダイエー執行役員人事・人材開発本部長
2007年３月　あらた監査法人（現：ＰｗＣ Ｊａｐａｎ有限責任監査法人）人事部長
2008年３月　ＥＭＣジャパン株式会社執行役員人事総務本部長
2015年３月　トムソン・ロイター・マーケッツ株式会社（現：リフィニティブ・ジャパン株式会社）執行役員人事部長
2017年10月　当社専務執行役員人事総務本部長・チーフタレントオフィサー
2018年４月　当社専務執行役員人事総務本部長・チーフタレントオフィサー・キャリアセンター担当
2019年６月　当社取締役専務執行役員人事総務本部長・チーフタレントオフィサー・キャリアセンター担当
2020年４月　当社取締役専務執行役員 チーフ・ヒューマンリソース・オフィサー 人事総務本部長
2021年10月　当社取締役専務執行役員 チーフ・ヒューマンリソース・オフィサー 兼 チーフ・コンプライアンス・オフィサー 人事総務本部長
2023年４月　当社取締役（2023年６月退任）
2023年10月　当社専務執行役員 チーフ・デジタル・オフィサー
2024年４月　当社専務執行役員 チーフ・トランスフォーメーション・オフィサー 変革推進本部長（現任）

▼取締役候補者とした理由

日本及び外資系企業での豊富な経験を活かし、当社入社後は卓越した実行力を発揮し全社的な人事プロセスの変革をリードしてきました。現在は、変革推進本部長として、事業モデルの変革、イノベーションの推進を担っています。今後も当社の成長と企業価値向上に貢献できる人材であることから、取締役候補者といたしました。

所有する当社株式の数	取締役在任年数	取締役会出席回数
6,552株	－	４回／４回

保有する当社の新株予約権の目的となる株式の数
3,000株

候補者番号 3　久保田（くぼた）　幸雄（ゆきお）　男性　再任　社外　1949年10月７日生（満74歳）

▼略歴、当社における地位、担当

1974年４月　ソニー株式会社（現：ソニーグループ株式会社）入社
1997年６月　同社執行役員常務
2001年９月　Ｊ－フォン株式会社社外取締役
2003年４月　ソニー・エリクソン・モバイルコミュニケーションズ株式会社（現：ソニー株式会社）代表取締役社長
2009年８月　株式会社ウィルコム代表取締役社長ＣＥＯ
2010年４月　カーライル・ジャパン・エルエルシーシニアアドバイザー
2011年１月　株式会社ブロードリーフ社外監査役
2012年３月　クオリカプス株式会社社外監査役
2013年１月　ディバーシー株式会社（現：シーバイエス株式会社）社外取締役
2013年９月　当社社外取締役（2016年１月退任）
2015年５月　アルヒグループ株式会社（現：ＳＢＩアルヒ株式会社）社外取締役
2016年９月　ウイングアーク１ｓｔ株式会社社外取締役
2019年６月　当社社外取締役（現任）
2021年３月　株式会社弘栄ドリームワークス社外取締役（現任）

▼重要な兼職の状況

株式会社弘栄ドリームワークス　社外取締役

▼社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

複数の企業において代表取締役を含む取締役経験を有しています。それらの経験を活かした、社外取締役としての企業価値向上に向けた経営の監督及び支援を期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏が選任された場合は、指名・評価報酬委員会の委員長及びコーポレート・ガバナンス委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定、ガバナンス体制の構築に客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。

所有する当社株式の数	社外取締役在任年数	取締役会出席回数
358株	５年	14回／14回

候補者番号 4　知識（ちしき） 賢治（けんじ）　男性　再任　社外　独立　1963年１月27日生（満61歳）

▼略歴、当社における地位、担当

1985年４月　鐘紡株式会社入社
1998年４月　株式会社リサージ代表取締役
2004年５月　株式会社カネボウ化粧品取締役兼代表執行役社長・最高執行責任者（ＣＯＯ）
2006年１月　同社代表取締役社長執行役員
2010年６月　株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ代表取締役社長
2015年８月　日本交通株式会社代表取締役社長
2018年11月　株式会社ＳＨＩＦＴ社外取締役
2019年11月　同社社外取締役（監査等委員）
2020年６月　石井食品株式会社社外取締役（現任）
2021年５月　株式会社オンワードホールディングス社外取締役
2021年６月　当社社外取締役（現任）
2022年５月　株式会社オンワードホールディングス取締役副社長（現任）

▼重要な兼職の状況

石井食品株式会社　社外取締役
株式会社オンワードホールディングス　取締役副社長

▼社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

複数の企業で代表取締役を務め、社外取締役としての経験も豊富に有しています。人材育成や企業文化も含めた組織運営及び経営基盤の確立・強化について幅広い知識と経験を持ち、当社への有益な助言が期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏が選任された場合は、指名・評価報酬委員会及びコーポレート・ガバナンス委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定、ガバナンス体制の構築に客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。

所有する当社株式の数	社外取締役在任年数	取締役会出席回数
０株	３年	14回／14回

候補者番号 5　みつなり　み き 光成　美樹　女性　再任　社外　独立　1972年２月29日生（満52歳）

▼略歴、当社における地位、担当

1994年４月　東急不動産株式会社入社
2001年２月　富士総合研究所株式会社（現：みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社）入社
2011年９月　株式会社ＦＩＮＥＶ設立　代表取締役（現任）
2020年３月　株式会社船井総研ホールディングス社外取締役
2020年６月　公益財団法人日本適合性認定協会理事（非常勤）（現任）
2020年６月　株式会社ヤマダホールディングス社外取締役（現任）
2022年６月　当社社外取締役（現任）
2023年６月　ユアサ商事株式会社社外取締役（現任）

▼重要な兼職の状況

株式会社ＦＩＮＥＶ　代表取締役
公益財団法人日本適合性認定協会　理事（非常勤）
株式会社ヤマダホールディングス　社外取締役
ユアサ商事株式会社　社外取締役

▼社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

環境・気候変動・ＥＳＧ／ＳＤＧｓに関するコンサルティング会社において代表取締役を務め、複数の会社での社外取締役の経験を有しています。不動産の環境問題、災害対策、リスク管理について深い知識と幅広い見識を持ち、人とテクノロジーの融合による質の高いサービスの提供を目指す当社にとって有益な助言を期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏が選任された場合は、指名・評価報酬委員会及びコーポレート・ガバナンス委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定、ガバナンス体制の構築に客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。

所有する当社株式の数	社外取締役在任年数	取締役会出席回数
179株	２年	14回／14回

候補者番号 6　田中（たなか）　美穂（みほ）　女性　**新任**　**社外**　**独立**　1974年12月1日生（満49歳）

▼略歴、当社における地位、担当

2004年10月　第二東京弁護士会登録
　　あさひ・狛法律事務所（現：西村あさひ法律事務所）入所
2007年２月　ＴＭＩ総合法律事務所入所
2011年５月　米国ミシガン大学ロースクール（LL.M.）卒業
2015年６月　ＴＭＩ総合法律事務所退所
2015年７月　芝経営法律事務所（2018年芝・田中経営法律事務所に改称）パートナー（現任）
2016年２月　マリモ地方創生リート投資法人監督役員（現任）
2016年９月　地主プライベートリート投資法人監督役員（現任）
2020年６月　当社社外監査役（現任）
2021年６月　東京センチュリー株式会社社外取締役（現任）
2021年６月　パシフィックポーター株式会社社外監査役

▼重要な兼職の状況

芝・田中経営法律事務所　パートナー
マリモ地方創生リート投資法人　監督役員
地主プライベートリート投資法人　監督役員
東京センチュリー株式会社　社外取締役

▼社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

弁護士として企業法務及びM＆Ａ関連分野に精通しており、豊富な経験と深い知識を持ち、当社にとって有益な助言を期待できることから、社外取締役候補者といたしました。同氏が選任された場合は、指名・評価報酬委員会の委員及びコーポレート・ガバナンス委員会の委員長として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定、ガバナンス体制の構築に客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。

所有する当社株式の数	社外取締役在任年数	取締役会出席回数
０株	－	14回／14回

（注）１．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．久保田幸雄氏、知識賢治氏、光成美樹氏及び田中美穂氏は社外取締役候補者です。
３．田中美穂氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、社外取締役候補者とした理由に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しています。
４．当社は、久保田幸雄氏、知識賢治氏及び光成美樹氏との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としています。各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。また、田中美穂氏の選任が承認された場合には、同氏とも同様の契約を締結する予定です。
５．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「２．会社の現況　（３）会社役員の状況　③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しています。
６．各取締役候補者の年齢及び在任年数は、本総会終結時の満年齢及び在任年数です。
７．川西正晃氏は過去において当社の取締役であったことがあり、通算の取締役在任年数は本総会終結時をもって４年です。
８．久保田幸雄氏は過去において当社の社外取締役であったことがあり、通算の取締役在任年数は本総会終結時をもって７年５か月です。
９．田中美穂氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本総会終結時をもって４年です。なお、本総会終結時をもって田中美穂氏は辞任により監査役を退任する予定です。
10．田中美穂氏の戸籍上の氏名は、高橋美穂です。
11．当社は、社外役員の独立性を客観的に判断するために、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準を参考に独自の独立性要件を定めています。当該要件に照らし、知識賢治氏、光成美樹氏及び田中美穂氏には独立性があると判断しており、独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。なお、各氏の再任・選任が承認された場合は引き続き独立役員とする予定です。また、当社は田中美穂氏が2015年６月に退所したＴＭＩ総合法律事務所と2019年８月まで顧問契約を締結していました。
当社が定める社外役員の独立性要件は、当社ウェブサイト「コーポレート・ガバナンスポリシー」で開示しています。
当社ウェブサイト（https://www.solasto.co.jp/company/sustainability/governance.html）
12．各取締役候補者の所有する当社株式の数及び保有する当社の新株予約権の目的となる株式の数は2024年３月31日現在のものです。また、各取締役候補者の所有する当社株式の数には役員持株会による本人持ち分を含めています。
13．各取締役候補者の取締役会出席回数は、2023年度（2023年４月１日から2024年３月31日まで）に開催された当社取締役会（全14回）への出席回数を記載しています。なお、川西正晃氏の取締役会出席回数は2023年６月27日の取締役退任前の出席状況を、田中美穂氏の取締役会出席回数は監査役としての出席状況を記載しています。
14．各取締役候補者が有する専門性及び経験は、株主総会参考書類の章末「（ご参考）第２号議案及び第３号議案可決後の取締役会及び監査役会の体制」に記載しています。

第３号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって監査役田中美穂氏が辞任されます。つきましては、監査体制の強化・充実を図るため、新たに社外監査役１名を増員し、監査役２名の選任をお願いいたします。

なお、監査役候補者の福島かなえ氏は監査役田中美穂氏の補欠としての選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款の規定により、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。また、監査役候補者の岡本司氏の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。

監査役候補者は、次のとおりです。

候補者番号		氏名	性別	満年齢	在任年数	属性	現在の地位	2023年度取締役会出席状況	2023年度監査役会出席状況
1	新任	福島（ふくしま） かなえ	女性	50歳	－	社外 独立	－	－	－
2	新任	岡本（おかもと） 司（つかさ）	男性	56歳	－	社外	－	－	－

新任 新任監査役候補者　**社外** 社外監査役候補者　**独立** 独立役員候補者

候補者番号 1

ふくしま
福島　かなえ

女性　**新任**　**社外**　**独立**　1974年3月30日生（満50歳）

▼略歴、当社における地位

2000年 4 月　東京地方裁判所判事補任官
2004年 8 月　横浜地方・家庭裁判所小田原支部判事補
2005年 4 月　那覇家庭・地方裁判所判事補
2008年 4 月　東京地方裁判所判事補
2010年 4 月　東京地方裁判所判事
2012年 4 月　神戸地方裁判所判事
2014年 4 月　東京高等裁判所判事
2016年 4 月　司法研修所教官
2019年 4 月　第一東京弁護士会登録
　　宇都宮・清水・陽来法律事務所入所
2022年 6 月　株式会社WOW WORLD社外取締役（監査等委員）
2022年 8 月　株式会社イクシス社外監査役（現任）
2022年10月　株式会社WOW WORLD GROUP社外取締役（監査等委員）
2023年 1 月　宇都宮・清水・陽来法律事務所パートナー（現任）
2023年 6 月　株式会社ワールド社外取締役（監査等委員）（現任）

▼重要な兼職の状況

株式会社イクシス　社外監査役
宇都宮・清水・陽来法律事務所　パートナー
株式会社ワールド　社外取締役（監査等委員）

▼社外監査役候補者とした理由

裁判官に任官後、家庭裁判所、地方裁判所、高等裁判所において民事、刑事、行政事件を取り扱うなど豊富な知識と経験によって、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断し、社外監査役候補者といたしました。同氏が選任された場合は、コーポレート・ガバナンス委員会の委員として、ガバナンス体制の構築に客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。

所有する当社株式の数	監査役在任年数	取締役会出席回数	監査役会出席回数
0株	—	—	—

候補者番号 2　おかもと つかさ 岡本 司　男性　新任　社外　1967年10月６日生（満56歳）

▼略歴、当社における地位

1997年10月　青山監査法人入社
2002年４月　公認会計士登録
2006年９月　あらた監査法人（現：ＰｗＣ Ｊａｐａｎ有限責任監査法人）入社
2011年３月　大東建託株式会社入社
2013年６月　ハウスコム株式会社非常勤監査役
2020年４月　大東建託株式会社執行役員経理部長
2023年４月　同社上級執行役員グループ財務経理部長
2023年６月　同社取締役上席執行役員グループ財務経理部長
2024年４月　同社取締役上席執行役員管理本部長ＣＦＯ（現任）

▼重要な兼職の状況

大東建託株式会社　取締役上席執行役員管理本部長ＣＦＯ

▼社外監査役候補者とした理由

公認会計士として会計・税務について豊富な知識と経験を有するとともに、大手建設会社において取締役を務めるなど企業経営に関する幅広い見識を有しています。公認会計士としての高い専門性を活かし、客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行の監査を期待できると判断し、社外監査役候補者といたしました。

所有する当社株式の数	社外監査役在任年数	取締役会出席回数	監査役会出席回数
０株	―	―	―

（注）１．各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．福島かなえ氏及び岡本司氏は社外監査役候補者です。
３．福島かなえ氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、社外監査役候補者とした理由に記載のとおり、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しています。
４．当社は、福島かなえ氏及び岡本司氏の両氏の選任が承認された場合は、両氏との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額とします。
５．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「２．会社の現況　（３）会社役員の状況　③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しています。
６．各監査役候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢です。
７．当社は、社外役員の独立性を客観的に判断するために、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準を参考に独自の独立性要件を定めています。当該要件に照らし、福島かなえ氏には独立性があると判断しており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として届け出る予定です。
当社が定める社外役員の独立性要件は、当社ウェブサイト「コーポレート・ガバナンスポリシー」で開示しています。
当社ウェブサイト（https://www.solasto.co.jp/company/sustainability/governance.html）
８．各監査役候補者の所有する当社株式の数は2024年３月31日現在のものです。
９．各監査役候補者が有する専門性及び経験は、株主総会参考書類の章末「（ご参考）第２号議案及び第３号議案可決後の取締役会及び監査役会の体制」に記載しています。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いいたします。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。

補欠の監査役候補者は、次のとおりです。

押味（おしみ）　由佳子（ゆかこ）　女性　**社外**　**独立**　1976年8月11日生　（満47歳）

▼略歴

2002年10月	第一東京弁護士会登録 長島・大野・常松法律事務所入所
2011年４月	株式会社リコー出向
2014年９月	柴田・鈴木・中田法律事務所パートナー（現任）
2015年６月	株式会社ＪＰホールディングス社外監査役
2019年３月	富士ソフト株式会社社外監査役（現任）
2019年６月	株式会社クレハ社外監査役
2020年12月	日本シイエムケイ株式会社社外監査役
2021年11月	オリックス不動産投資法人監督役員（現任）
2022年１月	株式会社プロレド・パートナーズ社外監査役
2024年１月	同社社外取締役（監査等委員）（現任）

▼重要な兼職の状況

柴田・鈴木・中田法律事務所　パートナー
富士ソフト株式会社　社外監査役
オリックス不動産投資法人　監督役員
株式会社プロレド・パートナーズ　社外取締役（監査等委員）

▼補欠の社外監査役候補者とした理由

弁護士として豊富な知識と高い専門性を有し、複数の会社での社外監査役を歴任しています。幅広い経験により、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。

所有する当社株式の数

０株

（注）1．押味由佳子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2．押味由佳子氏は、補欠の社外監査役候補者です。
3．押味由佳子氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、前記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しています。
4．押味由佳子氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とします。
5．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「２．会社の現況　（３）会社役員の状況　③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。押味由佳子氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しています。
6．押味由佳子氏の年齢は、本総会終結時の満年齢です。
7．押味由佳子氏の戸籍上の氏名は、齋藤由佳子です。
8．当社は、社外役員の独立性を客観的に判断するために、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準を参考に独自の独立性要件を定めています。当該要件に照らし、押味由佳子氏には独立性があると判断しており、同氏が監査役に就任した場合には、独立役員として指定する予定です。
当社が定める社外役員の独立性要件は、当社ウェブサイト「コーポレート・ガバナンスポリシー」で開示しています。
当社ウェブサイト（https://www.solasto.co.jp/company/sustainability/governance.html）
9．押味由佳子氏の所有する当社株式の数は2024年３月31日現在のものです。

以上

（ご参考）第２号議案及び第３号議案可決後の取締役会及び監査役会の体制

本総会の第２号議案及び第３号議案が原案通り可決された場合における、取締役会及び監査役会の体制は以下のとおりです。

■：委員長　□：委員　　●：有

氏　名	就任予定の委員会		専門性及び経験						
	指名・評価報酬委員会	コーポレート・ガバナンス委員会	企業経営	組織運営	マーケティング/イノベーション	DX/ICT	財務・会計/M&A	人事/人材開発	リスク管理/サステナビリティ
野田 亨	□	□	●	●	●	●	●		
川西 正晃		□		●	●	●		●	●
久保田 幸雄	■	□	●	●	●	●			
知識 賢治	□	□	●	●	●			●	
光成 美樹	□	□			●	●			●
田中 美穂	□	■		●			●		●
西野 政巳		□		●					●
横手 宏典		□					●		●
福島 かなえ		□							●
岡本 司				●			●		●

（注）上記の一覧表は、取締役及び監査役が有するすべての専門性及び経験を表すものではありません。

＜スキルマトリックス各項目の選定理由＞

スキル項目	選定理由
企業経営	当社を取り巻く事業環境が変化する中、適切な経営判断を行い、企業価値の持続的な向上を実現するためには、企業経営の経験・実績が必要である。
組織運営	約３万人の従業員が高い専門性とチームワークを発揮し、安定的にサービスを提供し続けるためには、高い組織運営能力・経験が必要である。
マーケティング／ イノベーション	少子高齢化や社会保障費の適正化への貢献等、事業を通じた社会課題の解決をリードするためには、事業への深い理解とともに従来とは異なる新たな発想により顧客やマーケットを創造する知見が必要である。
ＤＸ／ＩＣＴ	「人」と「テクノロジー」を融合させ、安心して暮らせる地域社会を支え続けるためには、テクノロジーへの深い理解と先進的で柔軟な活用を実現する知見が必要である。
財務・会計／M&Ａ	強固な財務基盤を構築し、企業価値の持続的な向上に向けた成長投資（新規事業、M&Ａ）を実現するためには、財務・会計、M&Ａ分野における確かな知見が必要である。
人事／人材開発	当社の最大の資産は「人」であり、約３万人の従業員がそれぞれの個性・働き方で活躍できる多様性を推進し、その能力を最大限に発揮できる人材戦略の策定とそれを実現するための知見が必要である。
リスク管理／ サステナビリティ	公共性の高い事業を担う当社は、社会とともに成長することが重要であると捉えており、法律やコンプライアンスを踏まえたリスク管理及びサステナビリティに関する知見が必要である。

事業報告（2023年４月１日から2024年３月31日まで）

１．当社グループの現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

売上高	135,139 百万円 前年比 +3.1%	営業利益	5,517 百万円 前年比 △12.8%
経常利益	5,564 百万円 前年比 △17.5%	親会社株主に帰属する当期純利益	2,257 百万円 前年比 △28.8%

当連結会計年度における当社グループを取り巻く事業環境は、以下のような状況や変化がありました。

・医療関連受託事業においては、病院を中心とした医療機関における医療事務の外部委託ニーズが安定して推移しました。加えて、2024年４月に施行された「医師の働き方改革」の対応に向けて、医師の事務作業の負担軽減を目的とした医師事務作業補助者の確保に対する高いニーズが見られました。

・介護事業においては、高齢化を背景に介護サービスの需要が着実に増加しています。なお、2023年の国内の75歳以上人口は2,005万人と初めて2,000万人を超え、前年より72万人増加しました（出典：総務省「人口推計」）。

・新型コロナウイルスにおいては、感染症法上の位置づけが2023年５月８日から５類感染症に変更されました。社会・経済や生活環境は、コロナ禍前の平時の状況に戻りつつあり、介護業界でもご利用者様のサービス利用において同様の傾向が見られました。一方で、夏場の第９波による感染拡大時や冬場の季節性インフルエンザとの同時流行時には、デイサービスを中心にご利用者様のサービスの利用控え等が見られ、介護業界には新型コロナウイルスによる影響が一部残る形となりました。

・雇用の環境においては、2023年平均の有効求人倍率が1.31倍（季節調整値）で前年を0.03ポイント上回る等（出典：厚生労働省「一般職業紹介状況」）、引き続き改善傾向にあります。一方、介護分野の有効求人倍率は３倍を超える高い水準にある等、依然として医療事務・介護・保育分野における適時適切な人材の採用は業界全体の重要課題となっています。

このような事業環境の中、2023年度における当社グループの業績は、前年比で増収営業減益となりました。売上高は、介護事業で2022年度及び2023年度に実施したM&Aの貢献等により、前年比3.1％増の135,139百万円となり、11年連続の増収を達成しました。営業利益は、例年以上の賃上げによる人件費の増加、医療関連受託事業における新規受託による立ち上げ費用の発生及び全社費用の増大等により、前年比12.8％減の5,517百万円となりました。経常利益は前年比17.5％減の5,564百万円となりました。特別損益については、介護事業において2023年６月に株式会社ソラストケア（旧社名：三井住友海上ケアネット株式会社、以下「ソラストケア」）及びソラストケアネットワーク株式会社（旧社名：総合ケアネットワーク株式会社、以下「ソラストケアネットワーク」）を子会社化したことに伴う負ののれん発生益2,828百万円を計上した一方で、オフィスの統合や介護事業所等の減損損失、スマートホスピタル事業と教育事業の事業構造改革及び社内組織再編に伴う構造改革の費用等を計上しました。その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年比28.8％減の2,257百万円となりました。

医療関連受託事業

売上高構成比 52.1%

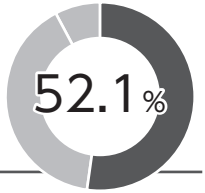

主な事業内容（2024年３月31日現在）

▶受付・会計・診療報酬請求業務・診療情報管理・経営支援業務等の医療事務関連業務の受託・人材派遣

売上高	70,464 百万円 前年比 △2.2%	営業利益	8,204 百万円 前年比 △8.4%

医療関連受託事業は、品質・営業・運営力の大幅な向上を目指し、次世代医療事業オペレーションの構築に向けた取り組みを進めました。売上高については、請負・派遣業務において契約の新規受託が好調に推移する一方で、新型コロナウイルス感染症が５類感染症に変更されたことに伴い、コロナ関連業務が前年より52億円減少したこと等により、前年比2.2%減の70,464百万円となりました。営業利益は、請負・派遣業務の増収による増益等の一方、コロナ関連業務の減収に伴う減益、例年以上の賃上げによる人件費の増加、新規受託による立ち上げ費用や次世代医療事業オペレーションへの移行に伴う営業支援等のシステムの導入によるコスト等により、前年比8.4%減の8,204百万円となりました。

介護事業

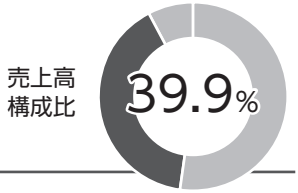

主な事業内容（2024年３月31日現在）

▶通所介護、訪問介護、グループホーム（認知症対応型共同生活介護）、居宅介護支援、特定施設入居者生活介護等の事業所運営

売上高	53,895 百万円 前年比 +11.0%	営業利益	2,777 百万円 前年比 +10.2%

介護事業は、2023年６月にソラストケア及びソラストケアネットワークを、2023年７月に株式会社メディカルライフケア及びポシブル医科学株式会社を子会社化しており、介護事業所数が前年度末より61ヶ所増加しました。売上高については、2022年度及び2023年度に実施したM＆Ａや新規開設事業所の業績への貢献に加えて、コロナ禍の長期化により低迷したデイサービスの利用者数も改善しつつあり、前年比11.0%増の53,895百万円となりました。営業利益は、賃上げによる人件費の増加、M＆Ａに伴うデューデリジェンス費用及び仲介手数料の発生等の減益要因があったものの、デイサービス等の介護サービス利用の回復や前年度に発生した介護職員・保育士等の処遇改善支援補助金の反動等により、前年比10.2%増の2,777百万円となりました。

こども事業

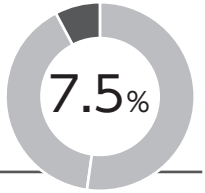

主な事業内容（2024年３月31日現在）
▶認可保育所、認証保育所等の運営

売上高	10,174 百万円 前年比 +2.5%	営業利益	546 百万円 前年比 +8.4%

こども事業は、2022年２月に子会社化した株式会社こころケアプランの決算期変更に伴い、前年度第１四半期において2022年２月から６月までの５か月間の業績を計上（以下「決算期変更に伴う会計処理」）したことの反動等による減収要因がありました。一方で、2023年の公定価格の見直しによる単価の上昇及び2023年４月に認可保育所２ヶ所を新規開設したことによる園児数の増加等により、売上高は前年比2.5%増の10,174百万円となり初めて100億円を超えました。営業利益は、決算期変更に伴う会計処理の影響等の減益要因があったものの、園児数増に起因した稼働率改善等により、前年比8.4%増の546百万円となりました。

その他、全社費用　　売上高構成比0.4%

主な事業内容（2024年３月31日現在）

▶教育事業：

医療法人、学校法人、一般法人及び個人向けの医療事務関連の教育サービス、介護関連の教育サービス、上記に係る技能認定試験業務

▶スマートホスピタル事業：

リモート医事サービスの提供（リモートによるレセプトチェック・オンライン請求等の医療事務業務の代行サービス）

教育事業は、2022年４月の診療報酬改定に伴う書籍販売数の一時的な増加の影響が一巡したこと等により、売上高は前年比22.1%減となりました。

スマートホスピタル事業は、リモート医事サービスの顧客数の増加に伴い、売上高は前年比91.9%増となりました。損益面においては、売上高が固定費を上回ることができず引き続き損失を計上しましたが、2023年10月の事業構造改革以降は順調に収益性を改善しました。

以上の結果、その他の売上高は前年比2.2%増の604百万円、営業損失は542百万円となりました。

全社費用は、ＩＴ関連投資及びシステムに係る減価償却費、採用活動を積極的に進めたことに伴う求人費等が増加したことにより、5,469百万円となりました。

② 当社グループの財産及び損益の状況

区分		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
売上高	(百万円)	106,182	117,239	131,088	135,139
EBITDA	(百万円)	8,402	8,917	9,462	8,856
EBITDAマージン	(%)	7.9	7.6	7.2	6.6
営業利益	(百万円)	6,062	6,319	6,325	5,517
営業利益率	(%)	5.7	5.4	4.8	4.1
経常利益	(百万円)	6,075	6,297	6,747	5,564
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	3,538	3,502	3,172	2,257
1株当たり当期純利益	(円)	37.51	37.08	33.53	24.11
総資産	(百万円)	60,103	70,745	69,852	75,199
純資産	(百万円)	18,472	20,149	21,572	20,485
1株当たり純資産	(円)	195.51	212.96	227.83	222.07
自己資本利益率（ROE）	(%)	20.1	18.1	15.2	10.7
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	6,728	5,519	9,012	7,858
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△3,816	△7,446	△2,171	△2,762
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△5,721	3,201	△5,211	△1,837
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	8,953	10,228	11,857	15,115
フリー・キャッシュ・フロー	(百万円)	2,912	△1,927	6,840	5,096
1株当たり配当金	(円)	19.50	20.00	20.00	20.00
配当性向	(%)	52.0	53.9	59.6	83.0

(注) 1．EBITDA=営業利益＋減価償却費＋のれん償却額
2．1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しています。
3．フリー・キャッシュ・フロー＝営業活動によるキャッシュ・フロー＋投資活動によるキャッシュ・フロー

売上高 (百万円)

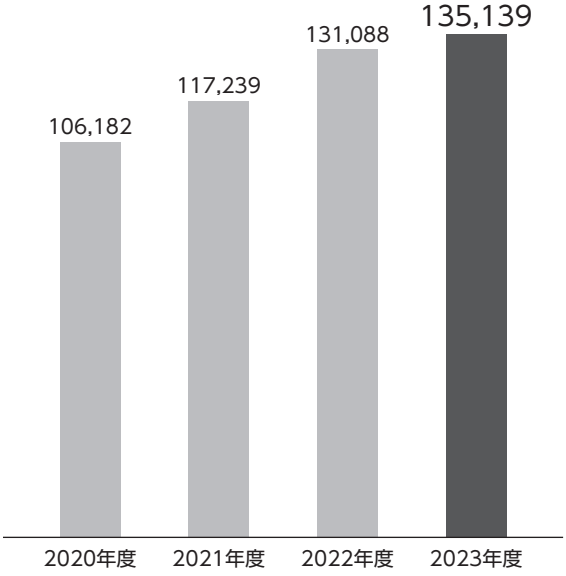

EBITDA (百万円)

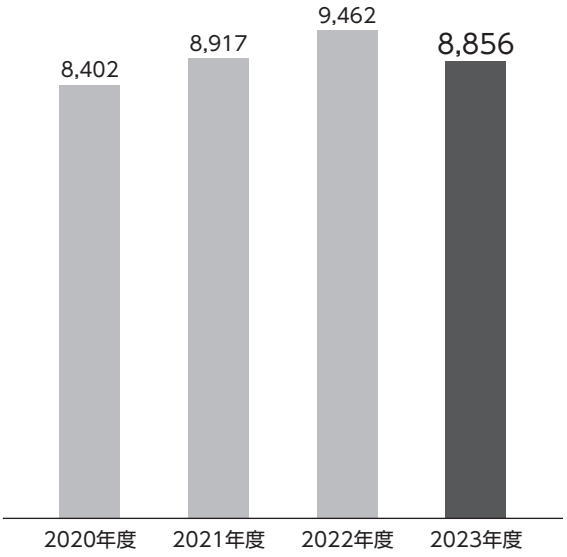

営業利益 (百万円)

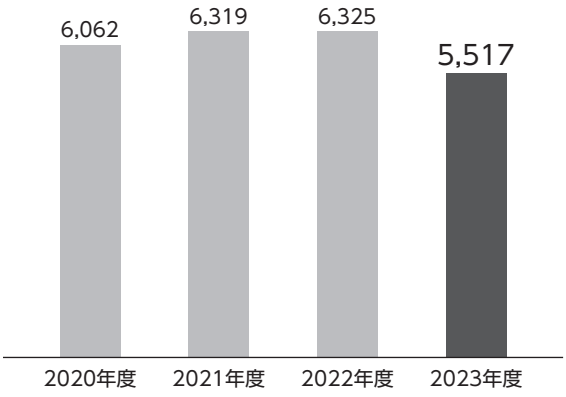

親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)

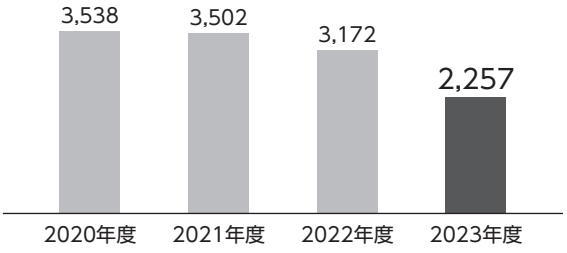

総資産（百万円）

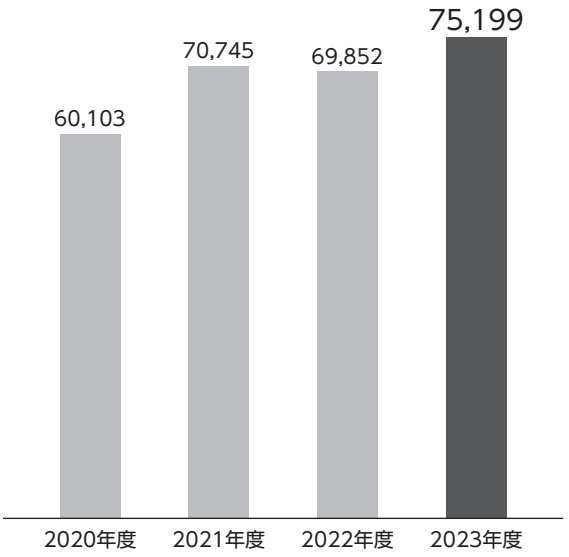

純資産（百万円）

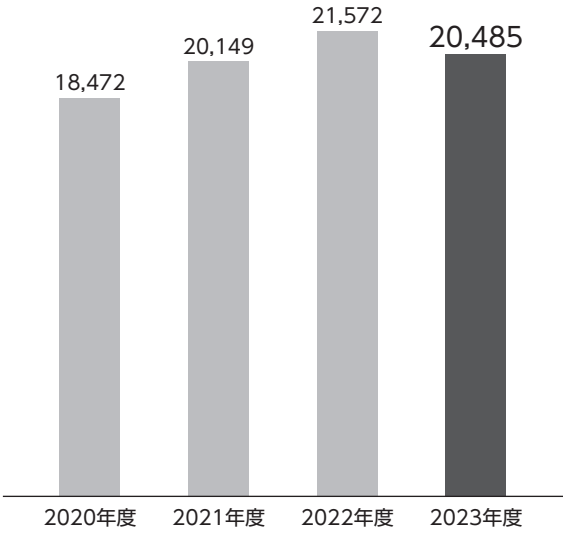

1株当たり当期純利益（EPS）（円）

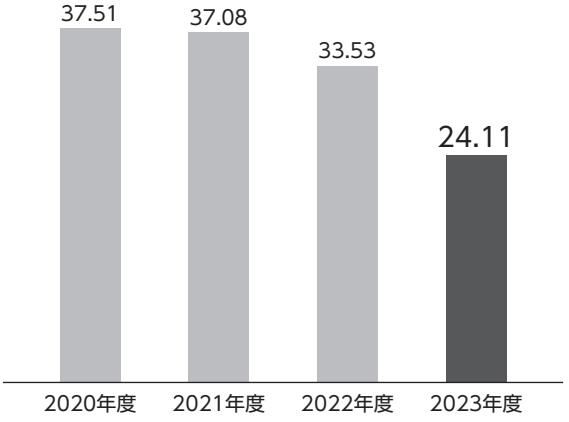

自己資本利益率（ROE）（%）

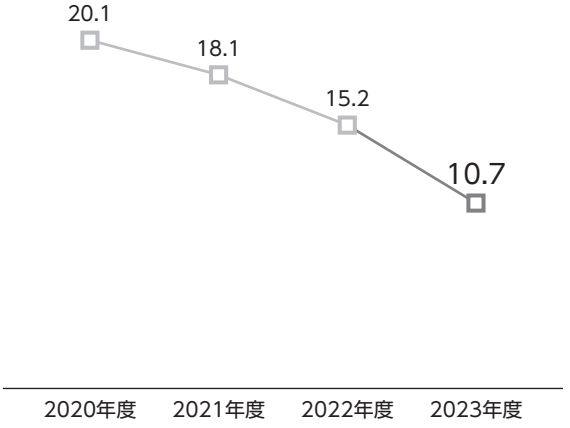

（ご参考）2024年度　連結業績の見通し

売上高は、医療事業における請負・派遣業務の新規契約受注や既存顧客からの売上拡大、介護事業における2023年度に実施したM＆Aの業績への貢献及びデイサービスや施設系サービスのコロナ禍からの回復等により、前年比2.9％増の139,000百万円を予想しています。営業利益は、スマートホスピタル事業の事業構造改革に伴う収益性改善、医療事業及び介護事業の増収による増益等により、前年比12.4％増の6,200百万円を予想しています。

▶連結業績予想

（百万円）

区分	2023年度 (実績)	2024年度 (予想)	増減率
売上高	135,139	139,000	+2.9%
EBITDA	8,856	9,550	+7.8%
営業利益	5,517	6,200	+12.4%
経常利益	5,564	6,050	+8.7%
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,257	2,500	+10.7%

なお、当社は、組織変更を伴う構造改革を実施したのを機に、2024年４月１日より経営管理区分を変更したことに伴い、翌連結会計年度から「医療関連受託事業」の名称を「医療事業」に変更するとともに、従来「その他」の区分に含まれていた「教育事業」は報告セグメントの「医療事業」に含めることとしています。また、合わせて報告セグメントの業績管理の方法をより適切に表示すべく全社費用の配賦方法を見直すこととしています。これに伴い翌連結会計年度より報告セグメントの売上高及び利益又は損失の測定方法を変更しています。

次頁の事業セグメント別の売上高、営業利益及びＥＢＩＴＤＡは、2023年度の実績に2024年度のセグメント変更を反映した参考値を用いて前年比較をしています。

▶セグメント別連結業績予想

（百万円）

セグメント	売上高			営業利益			ＥＢＩＴＤＡ		
	2023年度（参考値）	2024年度（予想）	増減率	2023年度（参考値）	2024年度（予想）	増減率	2023年度（参考値）	2024年度（予想）	増減率
医療事業	70,833	72,400	+2.2%	4,301	4,310	+0.2%	4,666	4,670	+0.1%
介護事業	53,895	56,100	+4.1%	1,482	1,750	+18.0%	3,957	4,250	+7.4%
こども事業	10,174	10,200	+0.3%	307	270	△12.3%	801	760	△5.2%
その他	236	300	+27.0%	△575	△130	－	△568	△130	－
合計	135,139	139,000	+2.9%	5,517	6,200	+12.4%	8,856	9,550	+7.8%

③　設備投資の状況

当年度において実施した当社グループの設備投資の総額は1,552百万円です。その主なものは環境に配慮した省エネルギー設備の導入、医療関連受託事業における次世代オペレーションの構築に向けた顧客管理システムの導入等です。

④　資金調達の状況

該当事項はありません。

⑤　重要な企業再編等の状況

当社は、2023年６月１日に株式会社ソラストケア（旧社名：三井住友海上ケアネット株式会社）及びソラストケアネットワーク株式会社（旧社名：総合ケアネットワーク株式会社）の全株式を取得し、連結子会社としました。また、2023年７月３日にポシブル医科学株式会社の発行済株式の96.63％を取得し、連結子会社としました。なお、その後追加取得等を行い100％子会社となっています。

⑵　重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社日本エルダリーケアサービス	100百万円	100.00%	訪問介護等の介護サービスの提供
ベストケア株式会社	50百万円	100.00%	通所介護等の介護サービスの提供
なごやかケアリンク株式会社	50百万円	100.00%	通所介護サービスの提供
株式会社なないろ	5百万円	100.00%	保育サービス等の提供
株式会社技能認定振興協会	10百万円	100.00%	診療報酬請求事務技能の認定業務

⑶ 対処すべき課題

当社グループは、「私たちは、人とテクノロジーの融合により、「安心して暮らせる地域社会」を支え続けます。」を企業理念に掲げ、人とテクノロジーを融合した新たなビジネスの創出と既存ビジネスの改革、事業を通じた社会課題解決への貢献と価値あるサービスを提供し続けることを目指しています。そして、企業理念の下、今後も社会とともに成長していくために、ソラストの事業活動を通じて特に優先的に取り組むべき重要課題をサステナビリティテーマとして掲げています。

＜サステナビリティテーマ＞

事業を通じた社会課題の解決テーマ
①高齢社会・地域への貢献 ・安心・安全・質の高いサービスの提供 ・「自立支援と地域トータルケア」による超高齢社会への貢献 ・トータルケアサービス、地域包括ケアの実現 ②イノベーション・社会保障費適正化への貢献 ・全ての事業・オペレーションでのＩＣＴ活用、顧客満足及び生産性の飛躍的向上 ・ＩＣＴを主体とした事業の拡大・新規事業の創出 ・ＩＣＴ・データ活用による地域包括ケアの実現 ・ヘルスケアデータ利活用による科学的介護・予防介護・予防医療等を通じた社会保障費適正化への貢献

持続的な成長を支える経営基盤テーマ
①人財（人財開発、処遇改善、多様性） ・人財開発、定着率向上、処遇改善、従業員満足度向上の継続的な取り組み ・３万人の従業員がそれぞれの個性・働き方で活躍する多様性の推進 ②コンプライアンス、ガバナンス ・全ての事業活動の基盤として、コンプライアンス遵守、コーポレート・ガバナンス強化を推進 ・個人情報保護、公正取引の徹底 ③環境・資源への配慮 ・従業員一人ひとりがエネルギー・水資源利用、フードロス等の課題について意識し行動に反映 ・脱炭素社会にむけた取り組みの規制に先駆けた検討・実行

当社グループは、2022年度に10年連続の増収増益を達成し、医療関連受託事業及び介護事業の成長を軸とした事業拡大を遂げてきました。そして、2023年５月に「中期経営計画2025」を発表し、コア事業の圧倒的な差別化とイノベーションへの投資を通じて、持続的な成長のための柱を確立するという方針のもと様々な取り組みを推進しました。こうした中で、2023年度においては、11年連続の増収を達成する一方で、例年以上の賃上げによる人件費の増加、医療関連受託事業における新規受託による立ち上げ費用の発生及び全社費用の増大等により前年比12.8％の大幅な営業減益となりました。加えて、成長の柱の一つと位置付けてきた介護事業におけるM＆Aについても、期待するほどの収益性が見込めなくなった案件や、急速な業容拡大に対してＰＭＩの進捗に遅れが発生する等の課題が顕在化し、減損損失を計上する等、2023年度業績は「中期経営計画2025」の目標値との大幅な乖離が発生するに至りました。

2024年度は、前年度に落ち込んだ営業利益のＶ字回復を実現し、同時に持続的な成長のための基盤づくりの1年と位置づけ、以下の重点施策に取り組んでまいります。

なお、「中期経営計画2025」の数値計画及び2017年度に掲げた「2030年数値目標」は、当年度中にそれぞれ見直しを図る予定です。

＜2024年度重点取り組み＞

戦略の軌道修正	新成長戦略	新たな柱の開拓
（介護事業） 厳選した介護M＆A 及び新規施設開設 （スマートホスピタル事業） 収益性の高いサービスへの特化	（医療事業） 公的病院を中心とした医事請負 から、派遣、採用、育成、 リモート医事などの各サービス を組み合わせた総合的な ソリューションの提供へ クリニック・民間病院への サービス提供を加速	（新規） ソラストの強みを活かし、 既存事業と高シナジーの領域に おける外部パートナーとの連携 やM&Aの活用

⑷ 主要拠点等（2024年３月31日現在）

会社名	本社所在地
当社	東京都港区
株式会社日本エルダリーケアサービス	東京都港区
ベストケア株式会社	愛媛県松山市
なごやかケアリンク株式会社	東京都港区
株式会社なないろ	東京都港区
株式会社技能認定振興協会	東京都港区

ご参考：当社グループのセグメント別拠点数

（地方）	北海道	東北	中部	関東	近畿	中国	四国	九州	合計
医療関連受託事業	3	4	10	8	7	3	3	3	41ヶ所
介護事業	－	－	53	387	196	13	28	47	724ヶ所
こども事業	－	－	－	68	－	－	－	－	68ヶ所

（注）介護事業は、上記のほかフランチャイズが24ヶ所あります。

⑸ 使用人の状況（2024年３月31日現在）

① 当社グループの使用人の状況

事業セグメント	使用人数		対前年度末比	
医療関連受託事業	22,438人	(2,566人)	+865人	(△354人)
介護事業	9,619人	(1,620人)	+1,015人	(△14人)
こども事業	1,458人	(78人)	+29人	(△2人)
その他	116人	(2人)	△29人	(△2人)
全社（共通）	253人	(15人)	+22人	(+3人)
合計	33,884人	(4,281人)	+1,902人	(△369人)

（注）１．使用人数は就業人員（常勤及び非常勤勤務者）であり、（ ）内に登録型派遣、アルバイト、嘱託及び契約社員の期中平均人員を外数で記載しています。
２．「全社（共通）」として記載している使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	対前年度末比	平均年齢	平均勤続年数
27,802人	+922人	46.6歳	7.6年

（注）１．使用人数は就業人員（常勤及び非常勤勤務者）です。
２．上記の他、当年度の登録型派遣、アルバイト、嘱託及び契約社員の期中平均人員は4,146人です。

⑹ 主要な借入先の状況（2024年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	7,900百万円
株式会社みずほ銀行	5,900百万円
株式会社SBI新生銀行	2,950百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	2,790百万円
株式会社りそな銀行	2,585百万円

⑺　その他当社グループの現況に関する重要な事項

当社は、2023年７月18日をもって、本社を東京都港区港南二丁目15番３号に移転しました。

2．会社の現況

⑴　株式の状況（2024年３月31日現在）

①　発行可能株式総数　　339,000,000株

②　発行済株式の総数　　94,741,793株
（自己株式数2,531,133株を含む）

③　株主数　　10,645名

④　大株主（上位10名）

所有者別株式分布状況

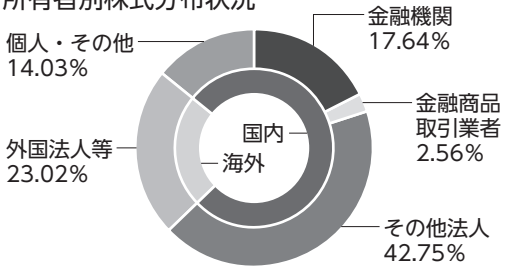

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
大東建託株式会社	31,805,100	34.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,805,600	9.55
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	5,482,300	5.95
東邦ホールディングス株式会社	4,709,500	5.11
JP MORGAN CHASE BANK 385174	3,412,500	3.70
インフォコム株式会社	2,545,200	2.76
GOVERNMENT OF NORWAY	2,150,094	2.33
ソラスト従業員持株会	2,110,012	2.29
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C AMERICAN CLIENTS	1,516,900	1.65
管理信託（荒井純一口）受託者　株式会社SMBC信託銀行	1,200,600	1.30

（注）自己株式（2,531,133株）を保有していますが、上記大株主の記載からは除いています。また、持株比率は自己株式を控除して計算しています。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	56,085株	3名

（注）株式報酬の内容は「２．会社の現況　(3) 会社役員の状況 ④取締役及び監査役の報酬等」に記載しています。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日において取締役が保有する新株予約権の状況

・目的となる株式の種類及び数　　普通株式2,000株
（新株予約権１個につき100株）

名称 (発行決議日)	個数	株式の数	行使価額 (1株あたり)	発行価額	行使期間	区分	保有者
2018年第1回新株予約権 (2018年9月28日)	20個	2,000株	1,393円	無償	2020年10月16日から 2025年10月15日まで	取締役	1名

（注）１．上記取締役が保有する新株予約権は、取締役就任前に付与されたものです。
２．「区分」における取締役には社外取締役は含まれていません。
３．新株予約権の行使条件は、新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約に定めています。

② 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

⑶　会社役員の状況

①　取締役及び監査役の状況（2024年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤河　芳一	社長執行役員　チーフ・エグゼクティブ・オフィサー
代表取締役副社長	野田　亨	副社長執行役員 国立大学法人筑波大学大学院　人文社会ビジネス科学学術院 国際経営プロフェッショナル専攻　教授（非常勤）
取締役	原田　圭一	専務執行役員　チーフ・ファイナンシャル・オフィサー 管理本部長
取締役	久保田　幸雄	株式会社弘栄ドリームワークス　社外取締役
取締役	知識　賢治	石井食品株式会社　社外取締役 株式会社オンワードホールディングス　取締役副社長
取締役	光成　美樹	株式会社ＦＩＮＥＶ　代表取締役 公益財団法人日本適合性認定協会　理事（非常勤） 株式会社ヤマダホールディングス　社外取締役 ユアサ商事株式会社　社外取締役
取締役	内田　寛逸	大東建託株式会社　上席執行役員関連事業本部長 ケアパートナー株式会社　取締役
常勤監査役	西野　政巳	－
監査役	横手　宏典	横手宏典公認会計士事務所　所長 みおぎ監査法人　代表社員 株式会社鈴木商会　社外監査役
監査役	田中　美穂	芝・田中経営法律事務所　パートナー マリモ地方創生リート投資法人　監督役員 地主プライベートリート投資法人　監督役員 東京センチュリー株式会社　社外取締役

（注）１．取締役久保田幸雄氏、取締役知識賢治氏、取締役光成美樹氏及び取締役内田寛逸氏は、社外取締役です。
２．監査役横手宏典氏及び監査役田中美穂氏は、社外監査役です。
３．監査役横手宏典氏は公認会計士及び税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
４．監査役田中美穂氏の戸籍上の氏名は、高橋美穂です。

5．当事業年度中の取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりです。
① 2023年10月１日付で野田亨氏の地位及び担当を代表取締役副社長　副社長執行役員に変更しました。
② 2023年６月27日開催の第55回定時株主総会において、原田圭一氏は新たに取締役に選任され、就任しました。
③ 取締役知識賢治氏は、2023年11月24日付で株式会社SHIFTの社外取締役（監査等委員）を退任しました。
④ 取締役光成美樹氏は、2023年６月23日付でユアサ商事株式会社の社外取締役に就任しました。
⑤ 取締役内田寛逸氏は、2023年６月27日付で大東建託株式会社の取締役を退任しました。
6．当事業年度末日の翌日以降における取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりです。
① 2024年４月１日付で藤河芳一氏の地位及び担当を取締役に変更しました。
② 2024年４月１日付で野田亨氏の地位及び担当を代表取締役社長　社長執行役員　チーフ・エグゼクティブ・オフィサー　管理本部長に変更しました。
③ 取締役原田圭一氏は、2024年４月１日付で専務執行役員　チーフ・ファイナンシャル・オフィサー　管理本部長を退任しました。
④ 取締役内田寛逸氏は、2024年４月１日付で、大東建託株式会社の上席執行役員　関連事業本部長及びケアパートナー株式会社　取締役をそれぞれ退任し、大東建設株式会社の常勤監査役に就任しました。
7．当社は、社外取締役知識賢治氏、光成美樹氏及び社外監査役横手宏典氏、田中美穂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。なお、当社は、社外監査役田中美穂氏が2015年６月に退所したＴＭＩ総合法律事務所と2019年８月まで顧問契約を締結していましたが、その顧問料及び報酬額は当社の売上の0.1％未満にあたる僅少な金額であったことから、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しています。

② 責任限定契約の内容の概要

社外取締役の久保田幸雄氏、知識賢治氏、光成美樹氏及び内田寛逸氏並びに監査役の西野政巳氏、社外監査役の横手宏典氏及び田中美穂氏のそれぞれと当社との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。なお、野田亨氏との間においても当該契約を締結していましたが、2023年10月１日付で地位を社外取締役から代表取締役副社長に変更したことに伴い、当該契約は終了しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としています。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しています。被保険者には、当社の役員、従業員（管理職）及び当社の連結子会社の役員、従業員（管理職）が含まれ、保険料は全額当社が負担しています。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、１年毎に契約更新しています。次回更新時には同内容での更新を予定しています。

④　取締役及び監査役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年５月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しています。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・評価報酬委員会へ諮問し、答申を受けています。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、社外取締役が過半数を占める指名・評価報酬委員会にて決定をすることが妥当と考えられることから、取締役会から個人別の報酬等の決定権限について委任を受けた指名・評価報酬委員会において、当該決定方針に沿うものであるか否かを含めた審議を経て決定しています。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

ａ．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、同業他社の水準・当社の業績及び社員とのバランス等を考慮して決定することを基本方針としています。

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬、賞与、譲渡制限付株式報酬で構成しています。基本報酬は、取締役報酬と業務執行報酬により構成し、毎月支給します。賞与は、役割に応じて取締役分と業務執行分をそれぞれ一定の時期に支給します。業務執行分は、固定報酬と変動報酬で構成し、変動報酬は定性評価と会社の業績に連動する定量評価（業績連動報酬）により決定します。

社外取締役の報酬は、その役割に鑑み基本報酬のみとしています。基本報酬は、取締役報酬と委員会手当で構成し、毎月支給します。

ｂ．業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬は、2030年数値目標で達成を目指している売上高、営業利益を指標としています。指標毎に年度予算を達成することを目標とし、達成率に応じて業績連動報酬の支給率を決定します。なお、特定の事業部門を管掌する取締役は管掌部門の各指標を、社長を含むその他の取締役は連結の各指標を目標としています。

c．非金銭報酬等に関する方針

譲渡制限付株式報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、業績及び役割等を基準としてその額を決定します。また、付与する株式には、取締役会で定める一定の譲渡制限期間を設けることとします。

d．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

取締役毎の報酬は、取締役会の機能を補完するため、指名・評価報酬委員会での審議を経て、指名・評価報酬委員会が決定し、個別の報酬の最終決定は、取締役社長に一任することもできることとしています。なお、委任を受けた取締役社長は、指名・評価報酬委員会の審議結果を十分に踏まえて個別の報酬の最終決定をしなければならないこととしています。

指名・評価報酬委員会は、取締役会の傘下に設置され、取締役野田亨氏並びに社外取締役久保田幸雄氏、知識賢治氏及び光成美樹氏で構成しており、委員長は社外取締役久保田幸雄氏が務めています。委員長及び委員の過半数を社外役員とすることで、指名委員会等設置会社の優れた面を取り入れた体制を構築し、運用しています。

e．報酬等の割合に関する方針

取締役の各報酬の割合については、上位の役位及び特定の事業部門を管掌する取締役ほど賞与の割合が高まる構成とし、指名・評価報酬委員会において決定します。

ご参考：取締役（社外取締役を除く）の報酬構成比

当事業年度における取締役（社外取締役を除く）の報酬構成比は以下のとおりです。株式報酬は基本報酬及び賞与の基準額に一定割合を乗じて決定しています。なお、賞与は基準額を用いて算出しており、実際の支給額の構成比と異なります。



ロ．取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	賞与	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	166 (31)	122 (31)	24 (－)	19 (－)	9 (4)
監査役 （うち社外監査役）	29 (14)	29 (14)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合計 （うち社外役員）	196 (46)	152 (46)	24 (－)	19 (－)	12 (6)

（注）１．上表には、2023年６月27日開催の第55回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役３名（社外取締役を除く）が含まれています。また、取締役の対象となる役員の員数からは、無報酬の社外取締役１名を除いています。

２．業績連動報酬は賞与に含まれており、業績連動報酬に係る業績指標、算定方法及び支給率は「イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等　b．業績連動報酬等に関する方針」に記載のとおりです。当該業績指標を選定した理由は、「2030年数値目標」の達成という当社の目標と直結する指標であるためです。また、業績指標の実績は「１．当社グループの現況　（1）当事業年度の事業の状況　①事業の経過及び成果」に記載のとおりです。賞与は基準額に対して20％～173％の範囲で変動し、その範囲は地位と担当により異なります。なお、業績連動報酬には一人ひとりの業績目標達成に対する取り組みを評価した個人別査定（定性評価）が含まれています。

３．非金銭報酬等の内容は、当社の普通株式（譲渡制限付株式報酬）であり、交付の条件及び状況は「イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等　c．非金銭報酬等に関する方針」及び「２．会社の現況（1）株式の状況　⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載のとおりです。また、取締役の非金銭報酬等には、譲渡制限付株式報酬に係る当事業年度中における費用計上額及び取締役就任前にストックオプションとして割り当てた新株予約権に係る当事業年度中における費用計上額が含まれています。なお、2021年６月28日開催の第53回定時株主総会において、すでに付与済みのものを除き、取締役及び監査役に対するストックオプション制度を廃止し、今後、取締役及び監査役に対するストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことを決議いただいています。

４．取締役の報酬限度額は、2015年６月26日開催の第47回定時株主総会において年額320百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は７名です。また、2021年６月28日開催の第53回定時株主総会において、上記の報酬等の額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は、年額100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は８名（うち、社外取締役４名）です。

５．監査役の報酬限度額は、2006年６月29日開催の第38回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいています。当該株主総会終結時点の監査役の員数は４名です。

⑤　社外役員に関する事項

イ．重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職の状況及び当該他の法人等との関係
取締役	久保田　幸雄	株式会社弘栄ドリームワークス社外取締役です。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
取締役	知識　賢治	石井食品株式会社社外取締役及び株式会社オンワードホールディングス取締役副社長です。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
取締役	野田　亨	国立大学法人筑波大学大学院人文社会ビジネス科学学術院国際経営プロフェッショナル専攻教授（非常勤）です。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
取締役	光成　美樹	株式会社ＦＩＮＥＶ代表取締役、公益財団法人日本適合性認定協会理事（非常勤）、株式会社ヤマダホールディングス社外取締役及びユアサ商事株式会社社外取締役です。当社と各兼業先との間には特別の関係はありません。
取締役	内田　寛逸	当社の発行済株式の総数（自己株式を除く）の34.49％を所有する株主である大東建託株式会社の上席執行役員関連事業本部部長です。また、大東建託株式会社の100％連結子会社であるケアパートナー株式会社の取締役です。
監査役	横手　宏典	横手宏典公認会計士事務所所長、みおぎ監査法人代表社員及び株式会社鈴木商会社外監査役です。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
監査役	田中　美穂	芝・田中経営法律事務所パートナー、マリモ地方創生リート投資法人監督役員、地主プライベートリート投資法人監督役員及び東京センチュリー株式会社社外取締役です。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

（注）野田亨氏は2023年10月１日付で社外取締役から代表取締役副社長に地位を変更しました。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況	社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	久保田　幸雄	100% 14回／14回	複数の企業において代表取締役を含む取締役経験を有しており、取締役会ではその見地から、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしています。また、指名・評価報酬委員会の委員長、コーポレート・ガバナンス委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定、取締役会の実効性向上、ガバナンス体制の構築に関与しています。
取締役	知識　賢治	100% 14回／14回	複数の企業で代表取締役を務め、社外取締役としての経験も豊富に有しており、取締役会ではその見地から、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしています。また、指名・評価報酬委員会の委員、コーポレート・ガバナンス委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定、取締役会の実効性向上、ガバナンス体制の構築に関与しています。
取締役	野田　亨	100% 14回／14回	複数の企業で代表取締役を務め、ＤＸ、ＡＩ、ＲＰＡ、データサイエンスの領域において深い知識と経験を有しており、取締役会ではその見地から、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしています。また、指名・評価報酬委員会の委員、コーポレート・ガバナンス委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定、取締役会の実効性向上、ガバナンス体制の構築に関与しています。
取締役	光成　美樹	100% 14回／14回	環境・気候変動・ＥＳＧ／ＳＤＧｓに関するコンサルティング会社において代表取締役を務め、社外取締役としての経験を豊富に有しており、取締役会ではその見地から、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしています。また、指名・評価報酬委員会の委員、コーポレート・ガバナンス委員会の委員として、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定、取締役会の実効性向上、ガバナンス体制の構築に関与しています。

区分	氏名	取締役会 出席状況	社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	内田　寛逸	100% 14回／14回	大手建設会社での取締役経験、新事業展開の立案や新技術の開発など豊富な経験と幅広い見識を有しており、取締役会ではその見地から積極的に意見を述べており、当社の経営判断や意思決定の過程で、適切な役割を果たしています。

（注）野田亨氏は2023年10月１日付で社外取締役から代表取締役副社長に地位を変更しました。

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況
監査役	横手　宏典	100% 14回／14回	100% 23回／23回	公認会計士、税理士としての豊富な知識と経験に基づく専門的見地から、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。監査役会においては、当社の内部統制を含めたコンプライアンス体制について適宜、必要な発言を行っています。また、コーポレート・ガバナンス委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の取締役会の実効性向上、ガバナンス体制の構築に関与しています。
監査役	田中　美穂	100% 14回／14回	100% 23回／23回	弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。監査役会においては、当社の内部統制を含めたコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っています。また、コーポレート・ガバナンス委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の取締役会の実効性向上、ガバナンス体制の構築に関与しています。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任　あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	82百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	82百万円

（注）1．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額は、会社法に基づく監査の報酬及び金融商品取引法に基づく監査の報酬の合計額です。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の会社法監査における報酬等の額について同意の判断をしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条第１項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、会計監査人を解任します。上記のほか、監査役会は、会計監査人の監査活動の適切性、妥当性を考慮し、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる等、より適切な監査を期待できる会計監査人の選任が必要と判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

3．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴　業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

会社の業務の適正を確保するための体制に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、当社グループの全役職員を対象とした行動指針として「ソラストグループ行動規範」を定め、全役職員に周知徹底させる。

ロ．コンプライアンス規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築及び推進を図る。

ハ．内部通報規程に基づき、法令・諸規則及び規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とする内部通報システムの運用を行う。

ニ．市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、関係行政機関や顧問弁護士等と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．リスク管理基本規程に基づき、会社の存続及び業務の健全な運営を行うため、取締役会は当社グループ全体のリスクの低減及び発生の未然防止に努める。

ロ．リスク管理基本規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体のリスク管理体制の構築及び推進を図る。

ハ．各部署のリスク管理責任者は、それぞれの部署に関するリスクの管理を行い、リスク管理を統括する部署へ定期的にリスク管理の状況を報告し、連携を図る。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として原則として月１回以上の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行う。

ロ．取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、権限、責任及び執行手続の詳細について定める。

ハ．取締役については、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるように

するため、任期を１年としている。

⑤　会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．グループ会社における業務の適正を確保するため、「ソラストグループ行動規範」を定め、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
ロ．子会社等の関係会社管理を担当する部署は、関係会社管理規程に基づき、子会社等の業務の効率化等も踏まえ必要な管理を行う。
ハ．子会社等は関係会社管理規程に基づき、業績、その他重要事項について定期的に報告を行う。
ニ．リスク管理基本規程に基づき、当社グループ全体のリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ．監査役の業務補助に、監査役室を設置し、専任のスタッフを配置する。
ロ．専任のスタッフは、取締役からの指揮命令を受けない。
ハ．専任のスタッフの人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
ニ．専任のスタッフは、監査役と定期的に監査結果等について協議及び意見交換を行い、緊密な連携を図る。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。また、前記に拘らず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができる。
ロ．前項の監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底する。
ハ．監査役は、取締役会及び経営会議の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため重要な会議及び委員会に出席し、必要に応じて取締役及び使用人にその

説明を求めることができる。また、代表取締役との定期的な意見交換を開催し、意思の疎通を図るほか、適切な報告体制を確保するものとする。

ニ. 内部通報規程に基づき、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

ホ. 監査役より、職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求がなされたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑵ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めています。2023年度における当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

① コンプライアンスに対する取り組み

2023年度は「リスク・コンプライアンス委員会」（委員長：代表取締役社長）を４回開催しました。同年度の重点課題である独占禁止法違反の防止、労働時間管理の適正化、虐待や体罰の撲滅及びハラスメントの抑止に関して部門横断のワーキングチームをそれぞれ組成し、リスク及び不祥事の発生原因の究明から再発防止策等に関する議論の内容や取り組みの進捗を確認しました。

その他、社員を対象に、2023年４月１日付で制定した「ソラストグループ行動規範」の周知、コンプライアンスに対する感度の向上及び内部通報制度の理解促進を目的とした集合研修を実施しました。内部通報制度については、社員が閲覧可能な社員用サイトにおいても内部通報窓口の周知を行うなど、有効に機能するよう努めています。

なお、労務関連を中心としたリスク対応及びコンプライアンスに関する課題とその対策状況については、取締役会で定期的に報告しています。

② リスク管理体制の強化

2023年度は「リスク・コンプライアンス委員会」を４回開催し、リスク管理体制強化のための取り組みやその進捗を確認しました。その他、原則として毎月２回開催される経営会議のうちの１回を利用して、各種リスク項目について随時更新を行うとともにモニタリングを実施しました。また、「情報セキュリティ委員会」を４回開催し、情報セキュリティインシデントの発生状況やリスク対策、教育トレーニングの実施状況等を確認しました。

なお、ガバナンス及びリスクに関する課題と対策状況については、取締役会で定期的に報告しています。

③ 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組みの状況

取締役会は、社外取締役４名を含む取締役７名で構成され、社外監査役２名を含む監

査役３名も出席しています。取締役会は2023年度に14回開催し、活発な意見交換のもと、重要事項について審議・決定するとともに業務執行を監督しています。

当社では、取締役会の機能を補完するため、取締役会の傘下に「指名・評価報酬委員会」（委員長：社外取締役）及び「コーポレート・ガバナンス委員会」（委員長：社外役員）を設置しています。「指名・評価報酬委員会」は2023年度に９回開催し、取締役会及び委員会の体制や、次期経営人材の育成等について審議しました。「コーポレート・ガバナンス委員会」は2023年度に３回開催し、取締役会の実効性評価等について審議しました。なお、2023年度の取締役会の実効性評価の結果の概要については、2024年５月10日に開示しています。

その他、業務執行上の各種重要指標を取りまとめ、グラフでその進捗状況を可視化したマネジメント・ダッシュボードを作成し、定期的に取締役及び監査役に対して報告を行っています。これにより、取締役会においては、より多くの時間をマネジメント及びモニタリングの観点を重視した戦略的な議論に充当することが可能となっています。

④　子会社管理体制の強化

当社グループの子会社数は、介護事業におけるM＆Aにより４社増加したことにより、2024年３月末時点で20社となりました（前年度末比+４社）。なお、ソラストグループの子会社管理体制の強化を目的として、2023年度は以下の取り組みを実施しました。

・グループ全体の内部統制の強化及び各子会社の経営管理体制を当社と同水準とすることを目的として、各子会社に対して当社の主要規程の導入を順次進めました。
・各子会社について、チェックリストに基づき、会社法の遵守状況を確認しました。
・当社の管理部門の社員が各子会社の監査役に就任することで、ソラストグループ全体で統一感のあるコンプライアンス体制を構築しています。また、当社監査役及び監査部並びに子会社監査役で意見交換や活動内容の確認を行うなど、子会社監査の実効性を高めるための取り組みを推進しました。

（ご参考）

当社のガバナンス体制については、当社ウェブサイト「コーポレート・ガバナンス」に掲載しています。

当社ウェブサイト（https://www.solasto.co.jp/ir/jp/corporate/governance.html）

４．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様にとっての企業価値の最大化を最も重要な企業目的と位置付けています。また、それを追求していくに当たり、資本を効率的かつ機動的に活用することを重視しています。これらを踏まえ、現時点においては、企業価値の向上に向けて積極的な成長投資を継続するために、１株当たりの年間配当金を20円とすることを基本方針としています。なお、連結配当性向が30％程度となるまで利益水準が上昇した際には、配当政策を再検討する方針です。

・2023年度配当について

2023年度の期末配当金は2024年５月10日開催の取締役会において、１株当たり10.0円とすることを決議しました。これにより、年間配当金は中間配当金10.0円を含めて１株当たり20.0円、連結配当性向は83.0％となりました。

・2024年度配当について

2024年度の年間配当金は１株当たり20.0円を維持し、連結配当性向は74.9％になることを予定しています。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	32,284	流動負債	24,582
現金及び預金	15,115	短期借入金	500
売掛金	15,017	1年内返済予定の長期借入金	4,782
貯蔵品	99	未払金	10,859
その他	2,264	未払法人税等	1,359
貸倒引当金	△212	未払消費税等	1,675
固定資産	42,915	契約負債	1,212
有形固定資産	17,503	賞与引当金	2,219
建物及び構築物	9,252	役員賞与引当金	15
土地	5,685	その他の引当金	22
リース資産	2,218	その他	1,933
その他	347	固定負債	30,132
無形固定資産	16,608	長期借入金	19,942
のれん	15,377	リース債務	3,291
その他	1,230	繰延税金負債	1,120
投資その他の資産	8,803	損害賠償損失引当金	383
投資有価証券	418	退職給付に係る負債	2,083
敷金及び保証金	2,273	資産除去債務	1,467
繰延税金資産	3,789	その他	1,841
その他	2,342	負債合計	54,714
貸倒引当金	△21	純資産の部	
資産合計	75,199	株主資本	20,402
		資本金	686
		資本剰余金	5,586
		利益剰余金	15,629
		自己株式	△1,500
		その他の包括利益累計額	74
		退職給付に係る調整累計額	74
		新株予約権	8
		純資産合計	20,485
		負債純資産合計	75,199

連結損益計算書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		135,139
売上原価		113,205
売上総利益		21,934
販売費及び一般管理費		16,416
営業利益		5,517
営業外収益		
補助金収入	408	
その他	171	579
営業外費用		
支払利息	288	
その他	244	532
経常利益		5,564
特別利益		
負ののれん発生益	2,828	2,828
特別損失		
減損損失	3,015	
投資有価証券評価損	309	
関係会社株式評価損	150	
障害者雇用納付金	181	
構造改革費用	197	
移転関連費用	216	
貸倒引当金繰入額	180	4,251
税金等調整前当期純利益		4,141
法人税、住民税及び事業税	2,205	
法人税等調整額	△321	1,884
当期純利益		2,257
親会社株主に帰属する当期純利益		2,257

連結株主資本等変動計算書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	658	5,557	15,259	△0	21,476
当連結会計年度変動額					
新株の発行	28	28			56
剰余金の配当			△1,887		△1,887
親会社株主に帰属する当期純利益			2,257		2,257
自己株式の取得				△1,499	△1,499
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	28	28	370	△1,499	△1,073
当連結会計年度末残高	686	5,586	15,629	△1,500	20,402

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	28	59	88	8	21,572
当連結会計年度変動額					
新株の発行					56
剰余金の配当					△1,887
親会社株主に帰属する当期純利益					2,257
自己株式の取得					△1,499
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△28	14	△14	－	△14
当連結会計年度変動額合計	△28	14	△14	－	△1,087
当連結会計年度末残高	－	74	74	8	20,485

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

⑴　連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の状況

・連結子会社の数	18社
・連結子会社の名称	㈱技能認定振興協会、㈱住センター、ベストケア㈱、 なごやかケアリンク㈱、㈱恵の会、㈲恵の会 ㈱ソラスト保育総合研究所、㈱日本エルダリーケアサービス ㈱ファイブシーズヘルスケア、㈱プラス、㈱こころケアプラン はぐはぐキッズ㈱、㈱なないろ、㈱森伸、㈱ソラストケア、 ソラストケアネットワーク㈱、㈱メディカルライフケア、 ポシブル医科学㈱

②　非連結子会社の状況

・非連結子会社の名称	㈱ソラストフォルテ、エムジーファクトリー㈱
・連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

⑵　持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・非連結子会社の名称	㈱ソラストフォルテ、エムジーファクトリー㈱
・関連会社の名称	ホーメイション㈱
・持分法を適用しない理由	持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しています。

⑶　連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する事項

連結の範囲の変更

㈱ソラストケア（旧社名：三井住友海上ケアネット㈱）及びソラストケアネットワーク㈱（旧社名：総合ケアネットワーク㈱）は、当社が2023年６月１日付で全株式を取得しことにより連結の範囲に含めています。

㈱メディカルライフケアは、当社が2023年７月１日付で全株式を取得したことにより連結の範囲に含めています。

また、ポシブル医科学㈱は、当社が2023年７月３日付で同社の発行済株式の96.63％（その後、追加取得により100％）を取得したことにより連結の範囲に含めています。

⑷　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

⑸　会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの　時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等　移動平均法による原価法

ロ．棚卸資産の評価基準及び評価方法

・貯蔵品　主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産 （リース資産を除く）	定率法 ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。 なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物及び構築物　３年～50年 その他　３年～20年
ロ．無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法 自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法
ハ．リース資産 ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
ロ．賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しています。
ハ．役員賞与引当金	役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しています。
ニ．損害賠償損失引当金	損害賠償金等の支払いに備えるため、将来に発生しうる損失の見積額を計上しています。

④　収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下の通りです。

イ．医療関連受託事業

医療関連受託事業においては、医療事務関連業務、医事周辺業務、病院経営支援業務等のサービス提供を、業務受託契約又は人材派遣契約によって行っています。

業務受託契約においては、通常、契約期間にわたり受託業務のサービスを提供することで履行義務が充足されるため、当該期間において収益を認識しています。

人材派遣契約においては、通常、契約期間にわたり労働者を供給することで履行義務が充足されるため、当該期間において収益を認識しています。

ロ．介護事業及びこども事業

介護事業においては、通所介護（デイサービス）や訪問介護（ホームヘルプサービス）等の在宅介護サービスを核に、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、居宅介護支援、短期入所生活介護（ショートステイ）、特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）、都市型軽費老人ホーム（ケアハウス）、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の、またこども事業においては、認可保育所を中心に、認証保育所、小規模保育所、病後児保育室等の、多様な介護・保育サービス提供を行っています。

これらの契約については、通常、各種介護・保育サービスを提供することで履行義務が充足されるため、当該時点において収益を認識しています。

なお、医療関連受託事業、介護事業及びこども事業のいずれにおいても、約束された対価は履行義務の充足時点から通常１年以内に支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれていません。また、重要な対価の変動性、重要な変動対価の見積り等はありません。

⑤　その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る負債の計上基準　退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。
なお、一部の連結子会社は退職給付債務の計算方法につき、簡便法を適用しています。
過去勤務費用は、発生した連結会計年度において全額費用処理しています。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（３～７年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。
未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。
なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

ロ．のれんの償却方法及び償却期間　のれんの償却については、個々の投資ごとに投資効果の発現する期間を見積り、計上後20年以内の期間で均等償却しています。

2．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しています。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性がある項目は以下の通りです。

⑴ 固定資産の減損損失の計上

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

イ．減損損失

（単位：百万円）

	当連結会計年度
建物及び構築物	1,098
土地	89
リース資産	130
有形固定資産その他	50
のれん	1,546
無形固定資産その他	7
敷金及び保証金	93
計	3,015

ロ．セグメント別減損損失

（単位：百万円）

	当連結会計年度
医療関連受託事業	－
介護事業	2,756
こども事業	16
その他	5
全社資産	236
計	3,015

ハ. セグメント別有形固定資産及び無形固定資産の残高

（単位：百万円）

	当連結会計年度
医療関連受託事業	489
介護事業	27,083
こども事業	5,588
その他	63
全社資産	886
計	34,111

② その他の情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、医療エリア、介護事業所及び保育施設を基本単位として資産のグルーピングを行っています。ただし、事業の用に直接供していない遊休資産については、個別物件単位にグルーピングを行っています。

資産グループについて収益性の低下等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しています。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（使用価値と正味売却価額のいずれか高い金額）まで減額し、当該帳簿価額の減少額を減損損失として認識します。

資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りは、当社グループが今後実施する施策に基づいた事業所等の稼働率及び利用者数の推移予測等を主要な仮定として策定した事業計画によっています。

当社グループの業績が計画通りに推移しない場合には、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があり、翌連結会計年度において追加の減損損失が発生する可能性があります。

なお、当連結会計年度において、使用価値の算定に使用された割引率（税引前）は7.4％ですが、翌連結会計年度は変更される可能性があります。

⑵ 損害賠償損失引当金の計上

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額　383百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

損害賠償損失引当金は、医療関連受託事業において、将来発生が見込まれる損失について期末日時点で合理的に見積もった金額を計上しています。当該損失は、主に契約に基づく違約金等の支払義務の履行により生じるものであり、契約の内容及び契約相手との交渉等における争点や協議状況に対する顧問弁護士の法的見解を踏まえ、当社における発生額の見積りを行っています。

これらの見積りの仮定には、対象となる契約の範囲や違約金等の支払義務が存在するか否かについての判断等において複雑性や不確実性を伴うことから、実際の支払額が見積りと異なる場合は、当該損失の見積額に重要な影響を及ぼす可能性があり、翌連結会計年度に損害賠償損失引当金の追加繰入または戻入が発生する可能性があります。

3．連結貸借対照表に関する注記

⑴ 有形固定資産の減価償却累計額　15,384百万円

⑵ 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行３行と当座貸越契約を締結しています。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額の総額	13,270百万円
借入実行残高	500百万円
差引額	12,770百万円

4．連結損益計算書に関する注記

特別損失

(障害者雇用納付金)

行政当局による障害者雇用納付金の調査において、当社と行政当局との間に障害者雇用納付金の計算方法に関する見解の相違があり、当社は2021年度分の障害者雇用納付金につき追加納付命令を受けています。特別損失には当該2021年度分の追加納付命令額（91百万円）及び同様の方法により計算した2022年度分の追加納付額の見積額（89百万円）を計上しています。

(構造改革費用)

スマートホスピタル事業及び教育事業の事業構造改革に加えて社内組織再編に伴って発生する費用を構造改革費用として計上しています。

5．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	94,653,362株	88,431株	－株	94,741,793株

（注）普通株式の発行済株式数の増加88,431株は、譲渡制限付株式報酬としての新株発行による増加です。

⑵　剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年5月11日取締役会	普通株式	946	10.00	2023年3月31日	2023年6月8日
2023年11月8日取締役会	普通株式	940	10.00	2023年9月30日	2023年11月27日

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年5月10日取締役会	普通株式	利益剰余金	922	10.00	2024年3月31日	2024年6月7日

⑶　当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数

普通株式　　32,400株

6．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、安全性の高い金融資産等で運用し、また、資金調達については必要な都度、主に銀行借入による方針で行っています。

②　金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに対しては、各事業部門が取引先ごとに日常管理を行い、回収遅延の懸念債権については、その残高、与信状況の把握・分析等を行うことによって、与信リスクの低減を図っています。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格等の変動リスクに晒されていますが、定期的に時価等の状況や発行体の財務状況等を把握しています。

敷金及び保証金は、主に事業所の賃貸借契約によるものであり、差入先の信用リスクに晒されていますが、契約時や契約更新時に契約先の信用状況の把握に努めています。

営業債務である未払金は、主に従業員の未払給料手当であり、月々の残高は、概ね一定の範囲内で推移しています。

法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。）及び事業税の未払額である未払法人税等並びに消費税等の未払額である未払消費税等は、そのほぼ全てが２カ月以内に納付期限が到来するものです。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主にM＆A及び設備投資の資金の調達を目的としたものです。これらの債務には変動金利が含まれており、金利の変動リスクに晒されています。

③　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は次表には含めていません。（（注）２をご参照ください。）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
⑴ 敷金及び保証金	2,273	2,021	△251
⑵ 投資有価証券	0	0	－
資産計	2,273	2,021	△251
⑴ 長期借入金（１年内返済予定の長期借入金含む）	24,725	24,567	△157
⑵ リース債務（１年内返済予定のリース債務含む）	3,491	3,368	△123
負債計	28,217	27,936	△281

（注）１．「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」、「短期借入金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

２．市場価格のない株式等

区　分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	418
出資金	0
合　計	418

3．金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	15,115	－	－	－
売掛金	15,017	－	－	－
敷金及び保証金	364	395	403	1,110
投資有価証券				
その他有価証券				
転換社債型新株予約権付社債	－	0	－	－
合計	30,497	395	403	1,110

4．借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	4,782	4,782	4,782	4,282	3,132	2,961
リース債務	200	201	188	181	182	2,536
合計	4,982	4,984	4,971	4,464	3,315	5,498

⑶　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しています。

レベル１：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
転換社債型新株予約権付社債	－	－	0	0
資産計	－	－	0	0

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金及び保証金	－	－	2,021	2,021
資産計	－	－	2,021	2,021
長期借入金	－	24,567	－	24,567
リース債務	－	3,368	－	3,368
負債計	－	27,936	－	27,936

（注）１．時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

転換社債型新株予約権付社債については、評価対象会社の将来キャッシュ・フローを現在価値に割引いて株主価値を算定し、オプション・プライシング・モデルを用いて当該株主価値を投資の時価へ配分しています。重要な観察できないインプットを用いて時価を算定していることから、レベル３の時価に分類しています。

敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル３の時価に分類しています。

なお、「連結貸借対照表計上額」及び「時価」には、敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれています。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）、リース債務（1年内返済予定のリース債務含む）

元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しています。

2. 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産のうちレベル３の時価に関する情報

⑴ 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

	投資有価証券	合計
	その他有価証券	
	転換社債型新株予約権付社債	
期首残高	351	351
当期の損益又はその他の包括利益		
損益に計上（※）	△309	△309
その他の包括利益に計上	△41	△41
購入、売却、発行及び決済	－	－
レベル３の時価への振替	－	－
レベル３の時価からの振替	－	－
期末残高	0	0
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産の評価損益（※）	△309	△309

※連結損益計算書の「投資有価証券評価損」に含まれています。

⑵ 時価の評価プロセスの説明

管理本部にて時価の算定に関する方針及び手続を定め、これに沿って時価を算定しています。また、適切な承認者が時価の算定に用いた評価技法、インプットの妥当性及び計算結果について検証しています。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いています。

7．収益認識に関する注記

⑴　顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント				その他（百万円）	合計（百万円）
	医療関連受託事業（百万円）	介護事業（百万円）	こども事業（百万円）	計（百万円）		
売上高						
医療請負	62,091	－	－	62,091	－	62,091
医療派遣	7,371	－	－	7,371	－	7,371
介護	－	53,809	－	53,809	－	53,809
こども	－	－	10,174	10,174	－	10,174
その他	1,001	80	－	1,082	557	1,639
顧客との契約から生じる収益	70,464	53,889	10,174	134,528	557	135,086
その他の収益	－	5	－	5	47	53
外部顧客への売上高	70,464	53,895	10,174	134,534	604	135,139

⑵　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しています。

⑶ 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下の通りです。

	当連結会計年度 （百万円）
期首残高	2,215
期末残高	2,521

契約負債は、主に有料老人ホームにおける入居者家賃・入居時一時金等の、顧客から受領した前受金に関連するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,034百万円です。

8．１株当たり情報に関する注記

⑴ １株当たりの純資産額　222円07銭

⑵ １株当たりの当期純利益　24円11銭

9．重要な後発事象に関する注記

（報告セグメント区分の変更）

当社は、組織変更を伴う構造改革を実施したのを機に、2024年４月１日より経営管理区分を変更したことに伴い、翌連結会計年度から「医療関連受託事業」の名称を「医療事業」に変更するとともに、従来「その他」の区分に含まれていた「教育事業」は報告セグメントの「医療事業」に含めることとしています。

なお、変更後のセグメント区分を適用した場合の「収益認識に関する注記」における顧客との契約から生じる収益を分解した情報は下表のとおりです。

	報告セグメント				その他（百万円）	合計（百万円）
	医療事業（百万円）	介護事業（百万円）	こども事業（百万円）	計（百万円）		
売上高						
医療請負	62,091	－	－	62,091	－	62,091
医療派遣	7,371	－	－	7,371	－	7,371
介護	－	53,809	－	53,809	－	53,809
こども	－	－	10,174	10,174	－	10,174
その他	1,370	80	－	1,450	188	1,639
顧客との契約から生じる収益	70,833	53,889	10,174	134,897	188	135,086
その他の収益	－	5	－	5	47	53
外部顧客への売上高	70,833	53,895	10,174	134,903	236	135,139

10. その他の注記

（減損損失）

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場　所	用　途	種　類	減損損失（百万円）
関東地区	介護事業所　（50ヶ所）	建物及び構築物 土地 リース資産 有形固定資産その他 無形固定資産その他	1,048
	保育施設　（7ヶ所）	建物及び構築物 有形固定資産その他	16
	スマートホスピタル事業（1ヶ所）	敷金及び保証金	5
	介護事業	のれん	1,400
関西地区	介護事業所　（19ヶ所）	建物及び構築物 リース資産 有形固定資産その他	161
	介護事業	のれん	145
関東・関西地区	遊休資産　（2ヶ所）	建物及び構築物 敷金及び保証金 有形固定資産その他	236

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、医療エリア、介護事業所及び保育施設を基本単位としてグルーピングを行っています。ただし、事業の用に直接供していない遊休資産については、個別物件単位にグルーピングを行っています。

上記のれんを含む資産グループについては、収益性が低下した状態が続いており、当連結会計年度において投資の回収が見込めないと判断したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。なお、回収可能価額は使用価値（割引率（税引前）7.4%）と正味売却価額のいずれか高い金額を採用しています。

遊休資産については、事務所移転等の意思決定に伴い将来の使用が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

減損損失の内訳は、建物及び構築物1,098百万円、土地89百万円、リース資産130百万円、有形固定資産その他50百万円、のれん1,546百万円、無形固定資産その他７百万円、敷金及び保証金93百万円です。

（企業結合等関係）

1．取得による企業結合（株式会社ソラストケアの株式の取得（子会社化））

当社は、2023年２月28日、株式会社ソラストケア（旧社名：三井住友海上ケアネット株式会社（以下「三井住友海上ケアネット」））の株式を取得（子会社化）することを決定し、株式譲渡契約を締結、2023年６月１日付で全株式を取得しました。

⑴ 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　　三井住友海上ケアネット株式会社

事業の内容　　介護サービス事業

② 企業結合を行った主な理由

三井住友海上ケアネットは、1990年の設立以来30年にわたり、高品質な介護サービスの提供とお客さまの満足度の向上に努めています。首都圏及び名古屋にある７事業所で、有料老人ホームや居宅介護支援、訪問介護を運営しています。ソラストのノウハウを活用することで競争力を一段と強化することが可能となるほか、同エリア内でのサービス拡充と「地域トータルケア」の実現に貢献するものと判断し、株式を取得し子会社化しました。

③ 企業結合日

2023年６月１日

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後企業の名称

三井住友海上ケアネット株式会社

（2023年６月１日付で「株式会社ソラストケア」に商号変更しています。）

⑥ 取得する議決権比率

100％

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためです。

⑵ 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2023年６月１日から2024年３月31日まで

⑶ 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	0百万円
取得原価		0

⑷ 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザリーに対する報酬・手数料等　　20百万円

⑸ 負ののれん発生益の金額及び発生原因
① 負ののれん発生益の金額
2,823百万円
② 発生原因
被取得企業である、三井住友海上ケアネットの企業結合日における時価純資産額が同社の株式取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しています。

⑹ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	688百万円
固定資産	3,904
資産合計	4,592
流動負債	789
固定負債	978
負債合計	1,768

2．取得による企業結合（ソラストケアネットワーク株式会社の株式の取得（子会社化））
当社は、2023年４月28日、ソラストケアネットワーク株式会社（旧社名：総合ケアネットワーク株式会社（以下「総合ケアネットワーク」））の株式を取得（子会社化）することを決定し、株式譲渡契約を締結、2023年６月１日付で全株式を取得しました。

⑴ 企業結合の概要
① 被取得企業の名称及びその事業の内容
被取得企業の名称　　総合ケアネットワーク株式会社
事業の内容　　介護サービス事業
② 企業結合を行った主な理由
総合ケアネットワークは、福岡県で有料老人ホームや訪問介護等を９事業所で運営しています。総合ケアネットワークがソラストグループに加わることで、同エリア内でのサービス拡充と「地域トータルケア」の実現に貢献するものと判断し、株式を取得し子会社化しました。
③ 企業結合日
2023年６月１日
④ 企業結合の法的形式
株式取得

⑤ 結合後企業の名称
総合ケアネットワーク株式会社
（2023年６月１日付で「ソラストケアネットワーク株式会社」に商号変更しています。）
⑥ 取得する議決権比率
100％
⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得したためです。

⑵ 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間
2023年６月１日から2024年３月31日まで

⑶ 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	120百万円
取得原価		120

⑷ 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザリーに対する報酬・手数料等　　10百万円

⑸ 負ののれん発生益の金額及び発生原因
① 負ののれん発生益の金額
４百万円
② 発生原因
被取得企業である、総合ケアネットワークの企業結合日における時価純資産額が同社の株式取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しています。

⑹ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	136百万円
固定資産	93
資産合計	229
流動負債	52
固定負債	53
負債合計	105

3．取得による企業結合（ポシブル医科学株式会社の株式の取得（子会社化））

当社は、2023年５月24日開催の取締役会において、ポシブル医科学株式会社（以下「ポシブル医科学」）の株式を取得（子会社化）するため、株式譲渡契約を締結することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結、2023年７月３日付で同社の発行済株式の96.63％（その後、追加取得により100％）を取得しました。

⑴ 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　　ポシブル医科学株式会社

事業の内容　　在宅介護事業・介護予防事業・フランチャイズ事業等

② 企業結合を行った主な理由

ポシブル医科学は主に関西圏において、リハビリ型通所介護（デイサービス）を中心に57事業所（内24事業所はフランチャイズ）を展開し、相対的に要介護度が低い高齢者に対する「積極的自立支援」というコンセプトの下、科学的な根拠に基づいたサービスの提供を目指しています。ポシブル医科学がソラストグループに加わることで、要介護度悪化時における切れ目のないサービス提供やフランチャイズ事業の強化等により「地域トータルケア」の実現に貢献するものと判断し、株式を取得し子会社化しました。

③ 企業結合日

2023年７月３日（みなし取得日　2023年７月１日）

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後企業の名称

ポシブル医科学株式会社

⑥ 取得する議決権比率

100％

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためです。

⑵ 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2023年７月１日から2024年３月31日まで

⑶ 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,359百万円
取得原価		1,359

⑷ 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザリーに対する報酬・手数料等　　21百万円

⑸ 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
① 発生したのれんの金額
1,070百万円
② 発生原因
被取得企業である、ポシブル医科学の株式取得原価が、企業結合日における同社の時価純資産額を上回ったためです。
③ 償却方法及び償却期間
14年間にわたる均等償却

⑹ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	497百万円
固定資産	251
資産合計	749
流動負債	369
固定負債	90
負債合計	459

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	29,022	流動負債	26,327
現金及び預金	11,932	短期借入金	500
売掛金	10,882	1年内返済予定の長期借入金	4,782
貯蔵品	92	未払金	8,769
前払費用	1,174	未払法人税等	719
短期貸付金	4,511	未払消費税等	1,623
その他	640	契約負債	886
貸倒引当金	△211	預り金	6,712
固定資産	39,231	賞与引当金	1,817
有形固定資産	6,734	役員賞与引当金	15
建物	3,772	その他	498
工具、器具及び備品	208	固定負債	26,860
土地	1,292	長期借入金	19,942
リース資産	1,405	リース債務	2,332
その他	55	損害賠償損失引当金	383
無形固定資産	4,408	退職給付引当金	1,796
のれん	3,246	資産除去債務	997
ソフトウエア	950	その他	1,406
その他	211	負債合計	53,187
投資その他の資産	28,088	純資産の部	
関係会社株式	20,227	株主資本	15,058
繰延税金資産	3,065	資本金	686
敷金及び保証金	1,655	資本剰余金	6,145
その他	3,160	資本準備金	414
貸倒引当金	△20	その他資本剰余金	5,731
資産合計	68,253	利益剰余金	9,725
		利益準備金	487
		その他利益剰余金	9,237
		特別積立金	26
		繰越利益剰余金	9,211
		自己株式	△1,500
		新株予約権	8
		純資産合計	15,066
		負債純資産合計	68,253

損 益 計 算 書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		105,459
売上原価		88,955
売上総利益		16,503
販売費及び一般管理費		12,955
営業利益		3,548
営業外収益		
受取手数料	95	
補助金収入	211	
その他	112	420
営業外費用		
支払利息	245	
その他	130	376
経常利益		3,592
特別損失		
減損損失	2,870	
投資有価証券評価損	309	
関係会社株式評価損	150	
障害者雇用納付金	181	
構造改革費用	197	
移転関連費用	201	
貸倒引当金繰入額	180	4,092
税引前当期純損失		△499
法人税、住民税及び事業税	1,099	
法人税等調整額	△277	822
当期純損失		△1,321

株主資本等変動計算書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 特別積立金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	658	385	5,731	6,117	487	26	12,420	12,934	△0	19,711
当期変動額										
新株の発行	28	28		28						56
剰余金の配当							△1,887	△1,887		△1,887
当期純損失							△1,321	△1,321		△1,321
自己株式の取得									△1,499	△1,499
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	28	28	－	28	－	－	△3,209	△3,209	△1,499	△4,652
当期末残高	686	414	5,731	6,145	487	26	9,211	9,725	△1,500	15,058

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	28	28	8	19,748
当期変動額				
新株の発行				56
剰余金の配当				△1,887
当期純損失				△1,321
自己株式の取得				△1,499
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△28	△28		△28
当期変動額合計	△28	△28	－	△4,681
当期末残高	－	－	8	15,066

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法

・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの　　時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等　　移動平均法による原価法

②　棚卸資産の評価基準及び評価方法

・貯蔵品　　主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）　　定率法

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物　　３年～50年

工具、器具及び備品　３年～20年

②　無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法

自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法

③　リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

⑶ 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
② 賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。
③ 役員賞与引当金	役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しています。
④ 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。 過去勤務費用は、発生した事業年度において全額費用処理しています。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（７年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。
⑤ 損害賠償損失引当金	損害賠償金等の支払いに備えるため、将来に発生しうる損失の見積額を計上しています。

⑷ 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下の通りです。

イ．医療関連受託事業

医療関連受託事業においては、医療事務関連業務、医事周辺業務、病院経営支援業務等のサービス提供を、業務受託契約又は人材派遣契約によって行っています。

業務受託契約においては、通常、契約期間にわたり受託業務のサービスを提供することで履行義務が充足されるため、当該期間において収益を認識しています。

人材派遣契約においては、通常、契約期間にわたり労働者を供給することで履行義務が充足されるため、当該期間において収益を認識しています。

ロ．介護事業及びこども事業

介護事業においては、通所介護（デイサービス）や訪問介護（ホームヘルプサービス）等の在宅介護サービスを核に、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、居宅介護支援、短期入所生活介護（ショートステイ）、特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）、都市型軽費老人ホーム（ケアハウス）、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の、またこども事業においては、認可保育所を中心に、認証保育所、小規模保育所、病後児保育室等の、多様な介護・保育サービス提供を行っています。

これらの契約については、通常、各種介護・保育サービスを提供することで履行義務が充足されるため、当該時点において収益を認識しています。

なお、医療関連受託事業、介護事業及びこども事業のいずれにおいても、約束された対価は履行義務の充足時点から通常１年以内に支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれていません。また、重要な対価の変動性、重要な変動対価の見積り等はありません。

⑸ その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

② のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個々の投資ごとに投資効果の発現する期間を見積り、計上後20年以内の期間で均等償却しています。

2．表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度において、区分掲記して表示していました「支払手数料」（当事業年度18百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」に含めて表示しています。

3．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しています。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性がある項目は以下の通りです。

⑴ 固定資産の減損損失の計上

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

イ．減損損失

（単位：百万円）

	当事業年度
建物	995
工具、器具及び備品	35
土地	66
リース資産	127
有形固定資産その他	6
のれん	1,546
敷金及び保証金	93
計	2,870

ロ．セグメント別減損損失

（単位：百万円）

	当事業年度
医療関連受託事業	－
介護事業	2,614
こども事業	14
その他	5
全社資産	236
計	2,870

ハ．セグメント別有形固定資産及び無形固定資産の残高

（単位：百万円）

	当事業年度
医療関連受託事業	489
介護事業	9,349
こども事業	357
その他	60
全社資産	886
計	11,142

② その他の情報

連結計算書類「連結注記表　2．会計上の見積りに関する注記　(1)固定資産の減損損失の計上　②その他の情報」に記載した内容と同一です。

⑵ 損害賠償損失引当金の計上

① 当事業年度の計算書類に計上した金額　383百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表　2．会計上の見積りに関する注記　(2)損害賠償損失引当金の計上　②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した内容と同一です。

4．貸借対照表に関する注記

⑴ 有形固定資産の減価償却累計額　7,683百万円

⑵ 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりです。

短期金銭債権	4,719百万円
長期金銭債権	450百万円
短期金銭債務	5,757百万円
貸倒引当金	180百万円

⑶ 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行３行と当座貸越契約を締結しています。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額の総額	13,270百万円
借入実行残高	500百万円
差引額	12,770百万円

5．損益計算書に関する注記

⑴ 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	61百万円
仕入高	10百万円
販売費及び一般管理費	372百万円
営業取引以外の取引高	147百万円
貸倒引当金繰入額	180百万円

⑵ 特別損失

(障害者雇用納付金)

行政当局による障害者雇用納付金の調査において、当社と行政当局との間に障害者雇用納付金の計算方法に関する見解の相違があり、当社は2021年度分の障害者雇用納付金につき追加納付命令を受けています。特別損失には当該2021年度分の追加納付命令額（91百万円）及び同様の方法により計算した2022年度分の追加納付額の見積額（89百万円）を計上しています。

(構造改革費用)

スマートホスピタル事業及び教育事業の事業構造改革に加えて社内組織再編に伴って発生する費用を構造改革費用として計上しています。

6．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	2,531,133株

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費超過額（土地を除く減損損失を含む）	821百万円
賞与引当金	556百万円
退職給付引当金	550百万円
資産除去債務	305百万円
関係会社株式等	245百万円
資産調整勘定	212百万円
未払事業税及び事業所税	139百万円
未払金	139百万円
損害賠償損失引当金	117百万円
入居一時金	92百万円
未払法定福利費	89百万円
貸倒引当金	71百万円
リース債務	45百万円
減損損失（土地）	41百万円
その他	106百万円
繰延税金資産小計	3,533百万円
評価性引当額	△386百万円
繰延税金資産合計	3,147百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△81百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△82百万円
繰延税金資産の純額	3,065百万円

8．リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

⑴ 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 （百万円）	減価償却累計額相当額 （百万円）	期末残高相当額 （百万円）
建　　物	323	182	141

⑵ 事業年度の末日における未経過リース料相当額

１年内	9百万円
１年超	256百万円
合計	265百万円

⑶ 上記のほか、当該リース物件に係る重要な事項

① 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	47百万円
減価償却費相当額	11百万円
支払利息相当額	38百万円

② 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

③ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっています。

9．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種　類	会社等の名　称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取　引内　容	取引金額（百万円）	科　目	期末残高（百万円）
子会社	ベストケア㈱	所有 直接100%	資金の貸借	CMSによる資金取引(注)	―	預り金	2,680
子会社	なごやかケアリンク㈱	所有 直接100%	資金の貸借	CMSによる資金取引(注)	―	短期貸付金	1,733
子会社	㈱日本エルダリーケアサービス	所有 直接100%	資金の貸借	CMSによる資金取引(注)	―	預り金	933
子会社	㈱ファイブシーズヘルスケア	所有 直接100%	資金の貸借	CMSによる資金取引(注)	―	短期貸付金	1,080
子会社	㈱メディカルライフケア	所有 直接100%	資金の貸借	CMSによる資金取引(注)	―	短期貸付金	895

（注）当社は、グループ内の資金を一元化し、効率的に活用することを目的としたキャッシュマネジメントサービスの基本契約に基づくCMS（キャッシュマネジメントシステム）を利用しています。そのため、短期貸付金または預り金の残高は日々変動しています。これにより取引金額は記載せずに期末残高のみを記載しています。なお、資金の貸借にあたっては、市場金利を参考にして金利を合理的に決定しています。

10．収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

11．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たりの純資産額　163円30銭

⑵　１株当たりの当期純損失　14円11銭

12. 重要な後発事象に関する注記

共通支配下の取引等

（連結子会社の吸収合併）

当社は、2024年４月１日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社こころケアプランを吸収合併しました。

⑴ 取引の概要

① 結合当事企業の名称及び事業の内容

	結合当事企業の名称	事業の内容
吸収合併存続会社	株式会社ソラスト	医療関連受託事業、 介護事業、こども事業
吸収合併消滅会社	株式会社こころケアプラン	こども事業

② 企業結合日

2024年４月１日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社こころケアプランを消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

株式会社ソラスト

⑤ その他取引の概要に関する事項

本合併は、こども事業を展開する連結子会社を当社が吸収合併し、当社グループの経営の効率化及び経営基盤の強化を進めることを目的としています。

⑵ 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　2019年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　2019年１月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施する予定です。なお、これにより、翌事業年度において抱合せ株式消滅差益19百万円を特別利益に計上する予定です。

13. その他の注記

（減損損失）

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場　所	用　途	種　類	減損損失（百万円）
関東地区	介護事業所　（37ヶ所）	建物 工具、器具及び備品 土地 リース資産 有形固定資産その他	914
	保育施設　（６ヶ所）	建物 工具、器具及び備品 有形固定資産その他	14
	スマートホスピタル事業（１ヶ所）	敷金及び保証金	5
	介護事業	のれん	1,400
関西地区	介護事業所　（15ヶ所）	建物 工具、器具及び備品 リース資産 有形固定資産その他	153
	介護事業	のれん	145
関東・関西地区	遊休資産　（２ヶ所）	建物 工具、器具及び備品 敷金及び保証金	236

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、医療エリア、介護事業所及び保育施設を基本単位としてグルーピングを行っています。ただし、事業の用に直接供していない遊休資産については、個別物件単位にグルーピングを行っています。

上記のれんを含む資産グループについては、収益性が低下した状態が続いており、当事業年度において投資の回収が見込めないと判断したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。なお、回収可能価額は使用価値（割引率（税引前）7.4%）と正味売却価額のいずれか高い金額を採用しています。

遊休資産については、事務所移転等の意思決定に伴い将来の使用が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

減損損失の内訳は、建物995百万円、工具、器具及び備品35百万円、土地66百万円、リース資産127百万円、有形固定資産その他６百万円、のれん1,546百万円、敷金及び保証金93百万円です。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年５月20日

株式会社ソラスト
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　渡辺　雄一

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西垣内　琢也

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ソラストの2023年４月１日から2024年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソラスト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年５月20日

株式会社ソラスト
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　渡辺　雄一

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西垣内　琢也

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ソラストの2023年４月１日から2024年３月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年４月１日から2024年３月31日までの第56期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年５月20日

株式会社ソラスト　監査役会

常勤監査役　西野政巳　㊞

社外監査役　横手宏典　㊞

社外監査役　田中美穂　㊞

以　上

期末配当金のお支払いについて

第56期 期末配当金のお支払いについて

当社は、定款の規定により、2024年５月10日開催の取締役会で、期末配当金を１株につき10円、効力発生日（支払開始日）を2024年６月７日とすることを決議いたしました。
2023年11月にお支払いした１株につき10円の中間配当金と合わせて、年間の配当金は１株につき20円となります。

株主メモ

事業年度	毎年４月１日～翌年３月31日
定時株主総会	毎年６月
剰余金の配当の基準日	９月30日、３月31日
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
公告掲載方法	公告掲載URL (https://www.solasto.co.jp/) 電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。
上場証券取引所	東京証券取引所 プライム市場
証券コード	6197

株主名簿管理人
三井住友信託銀行株式会社
〒168-0063　東京都杉並区和泉二丁目８番４号
三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
0120-782-031（フリーダイヤル）
(9：00～17：00　土・日・祝日を除く)

1．株主さまの住所変更、単元未満株式の買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることになっています。株主名簿管理人（三井住友信託銀行株式会社）ではお取扱いできませんので、ご注意ください。
2．未払配当金のお支払い、支払明細の発行に関するお手続き等につきましては、上記の株主名簿管理人（三井住友信託銀行株式会社）にお問い合わせください。

第56回定時株主総会 会場のご案内

【会　場】品川グランドセントラルタワー 3階「ザ・グランドホール」
東京都港区港南2-16-4

【交　通】JR 「品川駅」 東口(港南口)　徒歩約5分
京浜急行 「品川駅」　徒歩約8分

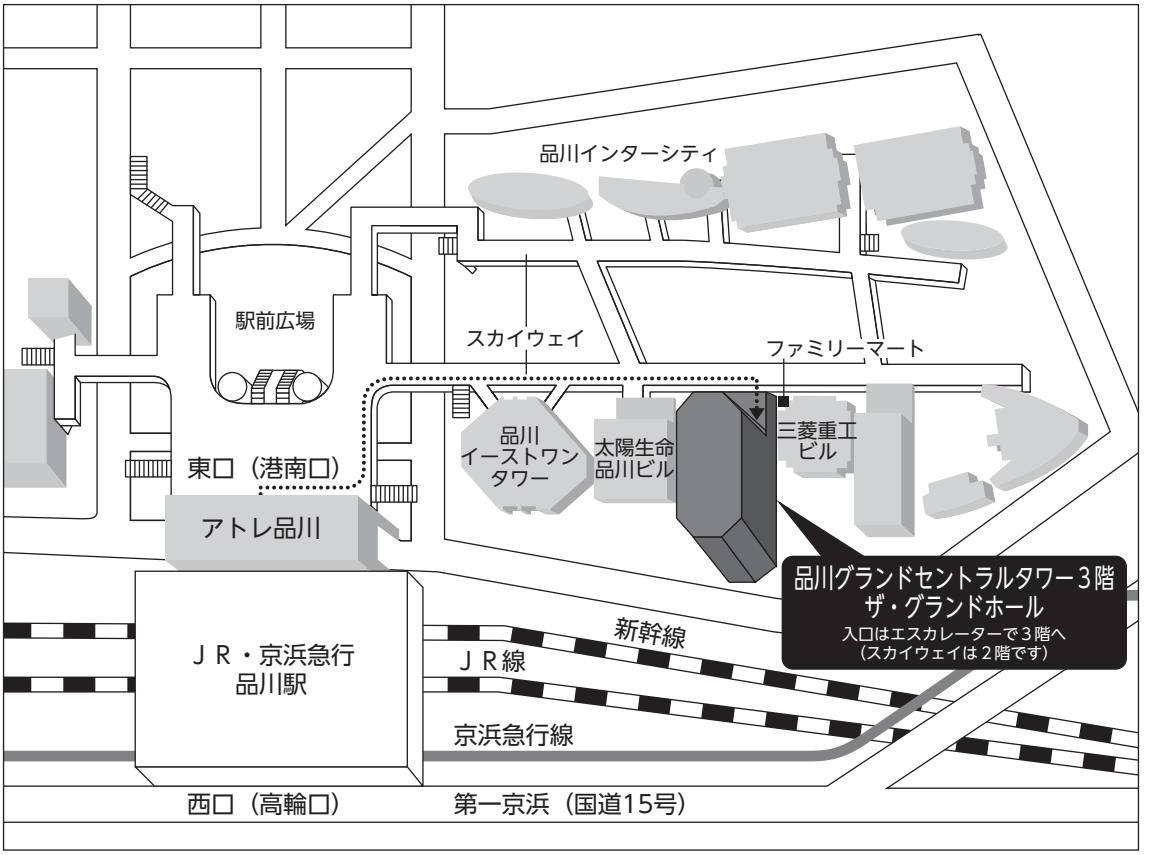

ご案内
港南口右手スカイウェイ（2階）経由で品川グランドセントラルタワーにお入りいただき、
エスカレーターで3階までお越しください。

VEGETABLE OIL INK
FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C013080